

退職給付会計 Q&A（2026 年版）

資料作成基準日 2026 年 3 月 6 日

人をつなぐ。未来をつなぐ。

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



目 次

【基本解説：退職給付会計とは】

Q1	退職給付会計導入の背景について知りたい	5
Q2	退職給付会計導入以前の会計処理について知りたい	6
Q3	退職給付会計の概要について知りたい	7
Q4	退職給付会計はどのような制度・企業に適用されるか知りたい	8

【退職給付債務】

Q5	退職給付債務について知りたい	10
Q6	期間帰属計算について知りたい	11
Q7	割引率の設定方法について知りたい	13
Q8	複数割引率による割引計算について知りたい	14
Q9	加重平均割引率による割引計算について知りたい	15
Q10	割引率設定に関する重要性基準について知りたい	17
Q11	基礎率と退職給付債務の関係について知りたい	18
Q12	簡便法について知りたい	20
Q13	マイナス金利下での割引率設定方法について知りたい	21
Q14	割引率の低下が、その後の費用にどのような影響を与えるのか知りたい	22

【年金資産・退職給付信託】

Q15	長期期待運用収益率は、何を基準に設定すればよいのか知りたい	24
Q16	退職給付信託の概要について知りたい	25
Q17	退職給付信託を設定したときの会計処理を知りたい	26
Q18	退職給付信託はどのような場合に返還可能なのか知りたい	27
Q19	退職給付信託が返還された場合の会計処理について知りたい	28
Q20	退職給付信託で保有する株式が著しく下落した場合、減損処理を行う必要はあるのか知りたい	29
Q21	自社株式を退職給付信託に拠出することは可能か知りたい	30
Q22	期中に掛金を一括拠出した場合、期待運用収益は見直すのか知りたい	31
Q23	退職給付信託の税務上の取扱いについて知りたい	32
Q24	退職給付信託についての開示基準を知りたい	33

【会計処理（退職給付費用、負債（資産）の計上）】

Q25	退職給付費用の算出方法について知りたい	35
Q26	退職給付に関する税務上の費用について知りたい	36

Q27	退職給付会計では、なぜ掛金を費用としないのかについて知りたい	37
Q28	数理計算上の差異および過去勤務費用について知りたい	38
Q29	数理計算上の差異や過去勤務費用（未認識項目）の費用処理方法について知りたい	39
Q30	単独決算における負債・資産の計上方法について知りたい	40
Q31	連結決算における負債・資産の計上方法について知りたい	41
Q32	単独決算と連結決算で会計処理が異なる理由について知りたい	42
Q33	確定拠出年金（DC）の会計処理について知りたい	43
Q34	リスク分担型企业年金の会計処理について知りたい	44
Q35	キャッシュフロー計算書での表示について知りたい	45
 【退職給付会計と年金財政】		
Q36	退職給付債務と年金財政上の債務はどこが違うのか知りたい	47
Q37	予定利率と割引率の違いについて知りたい	48
Q38	予定利率と長期期待運用収益率の関係について知りたい	49
 【制度終了・開示他】		
Q39	制度終了時の会計処理について知りたい	51
Q40	確定拠出年金（DC）に移行する際の会計処理について知りたい	52
Q41	リスク分担型企业年金に移行する場合の会計処理について知りたい	53
Q42	簡便法を原則法に変更した場合の取扱いについて知りたい	54
Q43	未認識項目の費用処理年数は変更できるか知りたい	55
Q44	未認識項目の費用処理方法は連結会社間で統一すべきか知りたい	56
Q45	早期割増退職金の取扱いについて知りたい	57
Q46	退職給付制度改訂の施行日が翌期である場合の取扱いについて知りたい	58
Q47	積立型、非積立型とは何か知りたい	59
Q48	数理計算上の差異および過去勤務費用に関して、2 種類の開示が求められている理由を知りたい	60
Q49	CG コード「原則 2-6」への対応方法について知りたい	61
Q50	退職給付信託は CG コードでどのように取扱われるかについて知りたい	62
Q51	定年延長を実施した場合の会計上の影響について知りたい	63
Q52	総合型基金に加入している事業所の退職給付会計の取扱いについて知りたい	64
 【海外会計基準】		
Q53	IFRS について知りたい	67
Q54	IFRS の退職給付会計（IAS19 号）について知りたい	68

Q55	日本基準と IAS19 号の違いについて知りたい	69
Q56	IAS19 号におけるアセットシーリングについて知りたい	71
Q57	IAS19 号における開示のルールについて知りたい	73
Q58	IFRS の開示における感応度分析について知りたい	74
Q59	IFRS では簡便法が認められるかについて知りたい	75
Q60	IFRS を任意適用するための要件について知りたい	76
Q61	IFRS 任意適用の内容について知りたい	77
Q62	連結決算における IFRS 適用の在外子会社の取扱いについて知りたい	78
Q63	修正国際基準について知りたい	79
Q64	米国の退職給付会計について知りたい	80

【関連するその他の会計基準】

Q65	包括利益、その他の包括利益について知りたい	82
Q66	組替調整（リサイクリング）について知りたい	83
Q67	税効果会計について知りたい	84
Q68	退職給付に関する税効果の取扱いについて知りたい	85

- ・当資料の文中における「基準第〇項」は「退職給付に関する会計基準第〇項」、
「適用指針第〇項」は「退職給付に関する会計基準の適用指針第〇項」を略したものです。
ただし、「基準」は一般名詞として使用している場合もあります。
- ・特段の記載がない限り、税効果は考慮していません。

基本解説：退職給付会計とは

Q1. 退職給付会計導入の背景について知りたい

<回答>

退職給付会計基準は 1998 年 6 月に制定されました。背景は、以下のとおりです。

一つは、資本市場の国際化によって会計基準の国際的調和が求められるようになったことです。海外投資家にも理解されるように、米国の年金会計基準（SFAS87 号＝当時の基準）や国際会計基準（IAS19 号）と同様の概念に基づく基準として、退職給付会計が導入されました。

もう一つは、「企業年金の積立不足を母体企業の財政状態に反映すべき」との声が高まったことです。当時の基準では、退職一時金の支払債務は企業の貸借対照表に計上されるのに対し、企業年金の支払債務や年金資産は企業の貸借対照表に一切反映されませんでした。このような中、バブル崩壊以降、企業年金の積立不足が深刻化、簿外にある大きな「隠れ債務」が問題視され、退職給付に関する情報を投資家等に正確に伝えることが必要になりました。

この他、「退職一時金と企業年金の会計処理を統一すべき」という意見もありました。当時は、両者の会計処理が異なっていたため、「会計処理の相違により企業間比較が困難」、「退職一時金から移行した企業年金が多い中で、目的や実態が同じである両者については会計処理を統一すべき」といった指摘がありました。

こうして「退職給付に係る会計基準」が 1998 年 6 月に公表され、2000 年 4 月から始まる事業年度（2001 年 3 月期決算）から適用されました。基準公表から適用まで 2 年という長い期間を設けた背景には、従来と大きく異なる処理であるため、周知期間等を十分に確保するという事情があったと考えられます。

Q2. 退職給付会計導入以前の会計処理について知りたい

<回答>

退職給付会計導入以前は、退職給付に関して統一的な会計基準はなく、退職一時金制度と企業年金制度の処理方法は異なっていました。

退職一時金制度は、支出の事実ではなく、支出の原因や効果の期間帰属に基づいて当期の費用を認識するとともに、期末における累積額を「退職給与引当金」として貸借対照表に負債計上していました。引当金の計上基準は、いくつかの方法から企業が選択できたため、様々な方法が混在していました。多くの企業が選択していたのは、税法上の退職給与引当金に基づく方法（自己都合退職要支給額の40%を引当金として繰り入れる処理）でした。

一方、企業年金制度（当時は税制適格退職年金制度、厚生年金基金制度）は、拠出した掛金を費用として処理し、貸借対照表に負債を計上しない取扱いでした。

このように、退職一時金制度の支払債務は企業の貸借対照表に表示される一方で、企業年金制度の支払債務は企業の貸借対照表に表示されない、いわゆる「隠れ債務」が存在する状況でした。

Q3. 退職給付会計の概要について知りたい

<回答>

退職給付会計の目的は、退職給付に関する積立状況等を、投資家や債権者等に、適正に開示することです。退職給付会計においては、その目的に則り、退職給付にかかる費用や積立状況等を財務諸表に表示します。

ポイントは、①発生主義、②見積り、③退職給付債務、年金資産に基づく状況把握です。

①発生主義

退職給付会計は、退職を事由として給付する報酬を対象とします。退職一時金や企業年金を対象とし、退職給付にかかる費用は「勤務している期間の各期において労働の対価として発生する」と考えます。

②見積り

確定給付型の制度の給付額は、退職時まで確定しません。また、確定給付型の年金制度の場合、企業の負担額は年金資産の運用状況によって変動します。このような不確定事象について各期の費用を算出するためには、見積りに基づく予測が必要になります。

③退職給付債務、年金資産に基づく状況把握

現在までの勤務に応じた給付見込額を現在価値に換算した退職給付債務、給付のために積み立てている年金資産を基に、積立状況や費用を把握します。積立状況については、退職給付債務から年金資産を差し引いた額として、退職給付費用については、退職給付債務の増加見込額から年金資産の増加見込額を差し引いた額として算出されます。

なお、上記②のとおり、退職給付会計では見積りに基づく予測を行いますが、実際には、予測値と実績値に乖離が生じます。この乖離は、一定期間内で解消します。（Q28～29 参照）

（参考）

退職給付会計については、1998 年 6 月「退職給付に係る会計基準」が公表された後、いくつかの小幅な改正を経て、2012 年 5 月に大幅な改正が公表されました。

2012 年改正の主な内容は、退職給付債務の計算方法の変更（Q5～7 参照）、未認識項目の即時認識（Q31 参照）です。

Q4. 退職給付会計はどのような制度・企業に適用されるか知りたい

<回答>

○対象制度

退職給付会計は、退職以後に支給される給付（退職給付）についての会計処理を定めたものです。したがって、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度といった企業年金制度に加え、退職一時金制度や社内年金制度も対象となります。

一方で、中小企業退職金共済制度、役員の退職慰労金、公的年金等は対象外です。例えば、役員の退職慰労金については、株主総会の議決や委員会設置会社における報酬委員会の決定が必要であり、労働の対価との関係が必ずしも明確ではないことから、対象外とされています。

○対象企業

退職給付会計は公正妥当な処理方法として策定されていますので、本来、すべての企業が退職給付会計を適用すべきであり、規模や上場・非上場の別で会計処理方法を変える合理的な理由はないと考えられます。

しかしながら、規模や上場・非上場の別等によって、要求される財務情報の質は異なります。例えば、上場企業であっても小規模の企業においては、退職給付債務の算出に関して簡便法（Q12参照）が認められます。また、中小企業の会計処理については「中小企業の会計に関する指針」に従うことが推奨されます。

退職給付債務

Q5. 退職給付債務について知りたい

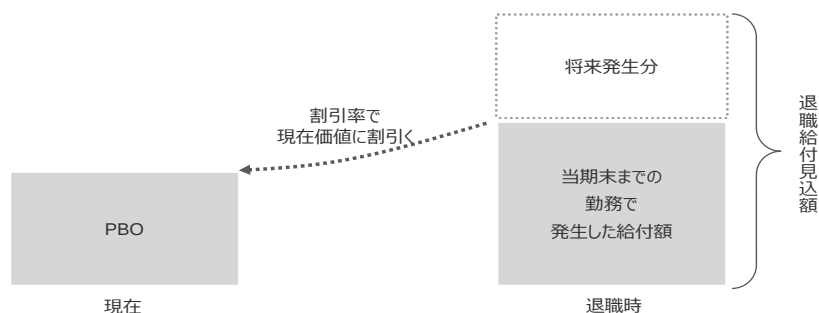
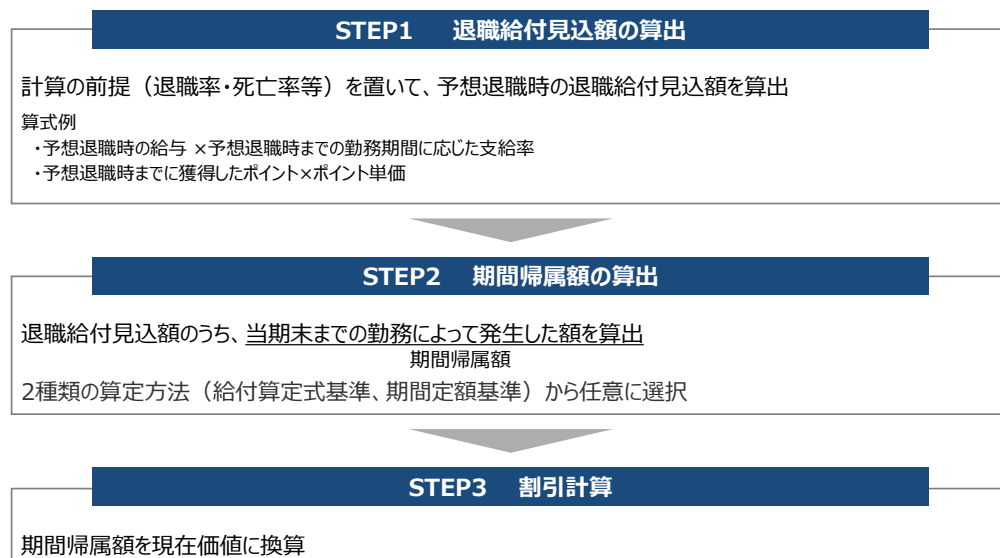
<回答>

退職給付会計において、退職給付に関する債務として用いるのが「退職給付債務」です。「予測給付債務（Projected Benefit Obligation）」の頭文字から PBO と呼ばれています。

退職給付債務の算定は、①退職給付見込額を算出、②退職給付見込額のうち当期末時点で発生している額を算出、③退職時から当期末まで割引計算、という 3 ステップで行います。

②を「期間帰属計算」、②により算出された額を「期間帰属額」といいます。

期間帰属額の算出方法については、給付算定式基準、期間定額基準から選択します。



(参考)

国際会計基準（IFRS）で用いる退職給付に関する債務は「確定給付債務（Defined Benefit Obligation = DBO）」と呼ばれていますが、計算方法等は PBO と同一です。

Q6. 期間帰属計算について知りたい

<回答>

期間帰属額（退職給付見込額のうち当期末時点で発生している額）の算出方法は、

①給付算定式基準、②期間定額基準から選択します。

①給付算定式基準

期間帰属額 = 当期末時点において給付算定式に基づき算出される退職給付見込額

②期間定額基準

期間帰属額 = 退職給付見込額 × 当期末時点の勤続年数 ÷ 退職時の勤続年数

【現在勤続 10 年の加入者の PBO を算出する例】

(前提)

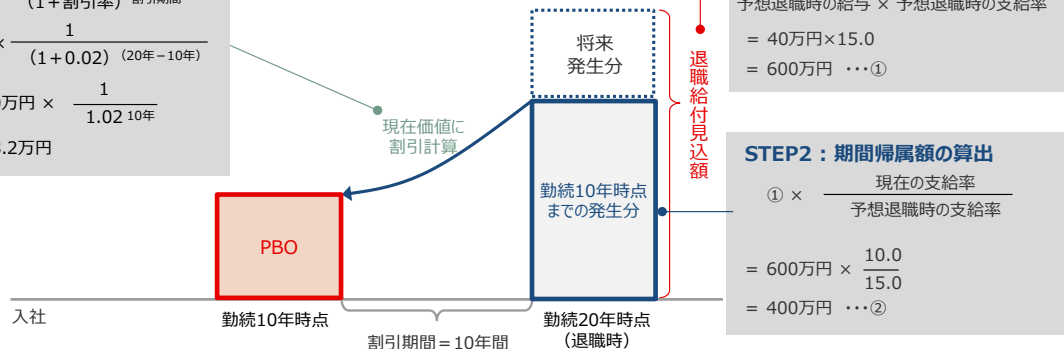
- ・ 給付額 = 退職時給与 × 支給率
- ・ 予想退職時：勤続20年、給与40万円、支給率15.0
- ・ 給付算定式基準、割引率2.0%、中途脱退なし

退職時の勤続年数	支給率
1	1.0
...	...
10	10.0
11	10.5
...	...
20	15.0

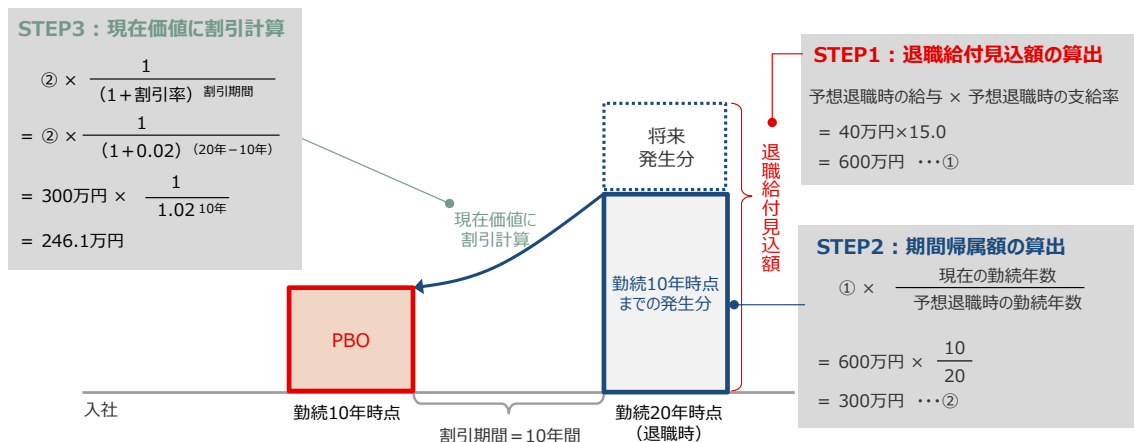
①給付算定式基準

STEP3：現在価値に割引計算

$$\begin{aligned}
 & ② \times \frac{1}{(1 + \text{割引率})^{\text{割引期間}}} \\
 &= ② \times \frac{1}{(1 + 0.02)^{(20\text{年} - 10\text{年})}} \\
 &= 400\text{万円} \times \frac{1}{1.02^{10\text{年}}} \\
 &= 328.2\text{万円}
 \end{aligned}$$



②期間定額基準



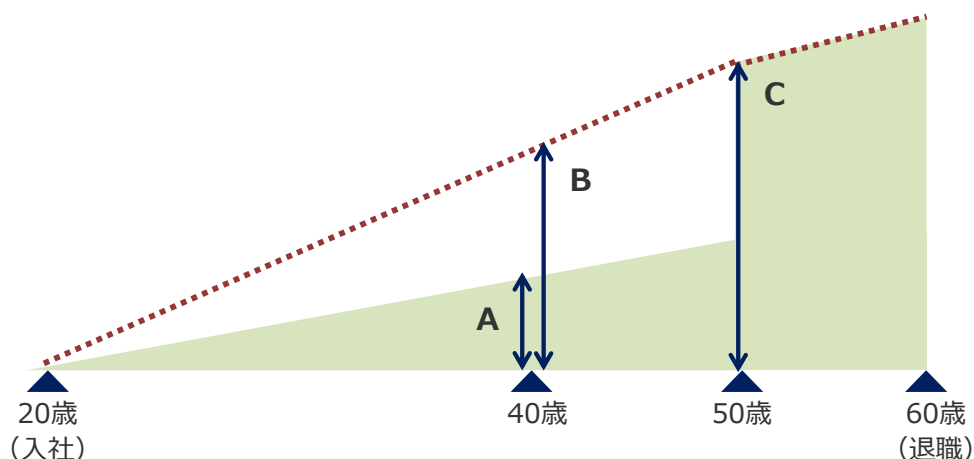
なお、給付算定式基準を用いる場合、後の期間の給付額が前の期間の給付額と比較して著しく高い（著しく後加重）場合は、「定額補正」を行います。

定額補正では、著しく給付が増加する前までの期間で給付が均等に発生するとみなします。下図では、50歳時点で給付が著しく増加したとみなし、入社から50歳までの期間で毎年均等に給付が発生するとみなす補正を行います。

【定額補正のイメージ】

例：40歳時点の期間帰属額

定額補正なし	A = 40歳時点の給付額
定額補正あり	B = C ÷ 30年（給付が後加重となるまでの期間） × 20年（現在までの勤務期間）



Q7. 割引率の設定方法について知りたい

<回答>

割引率は「安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する」とされており、「安全性の高い債券の利回り」とは「期末における国債、政府機関債及び優良社債※の利回りをいう」となっています。
(基準第 20 項)

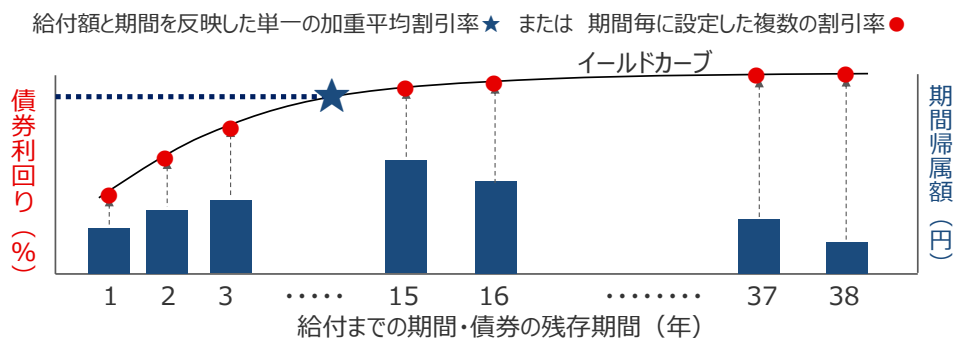
※優良社債とは、複数の格付機関からダブル A 以上の格付けを得ている社債等

基準とする債券の残存期間は「退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない」とされています。(適用指針第 24 項)

退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法は複数あります。

複数割引率による割引	イールドカーブ直接アプローチ
単一の加重平均割引率による割引	イールドカーブ等価アプローチ
	デュレーションアプローチ
	加重平均期間アプローチ

一番わかりやすい方法は、複数割引率による割引 (Q8 参照) です。1 年後に発生する給付は残存期間 1 年の債券利回り、2 年後に発生する給付は残存期間 2 年の債券利回りというように、給付の発生時期に応じてイールドカーブ上の利率を割引率とし、それぞれの給付額を割り引きます。この他、給付額と給付までの期間を反映した単一の加重平均割引率とする方法 (Q9 参照) も考えられます。



(参考)

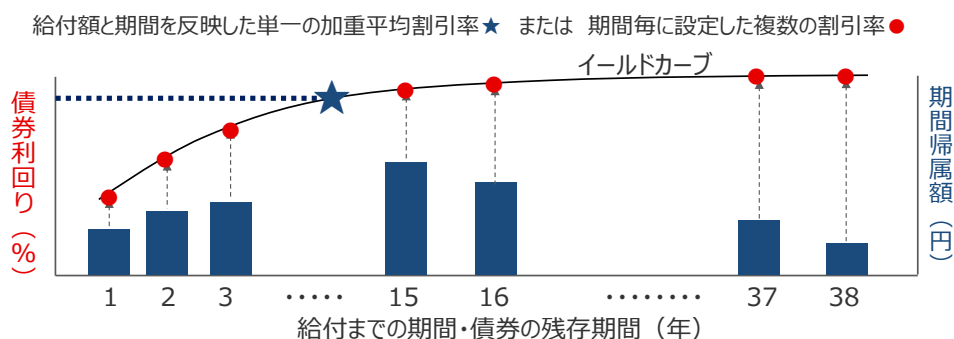
割引計算において基準とする債券の残存期間については、2012 年改正により「退職給付支払日までの平均期間に対応する債券利回り」から「退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない」と変更されました。

つまり、割引計算において、改正前は「給付までの期間」のみが織り込まれていましたが、改正後は「給付額」と「給付までの期間」が織り込まれることとなりました。

Q8. 複数割引率による割引計算について知りたい

<回答>

複数割引率による割引計算とは、1 年後に発生する給付は残存期間 1 年の債券の利回り、2 年後発生する給付は残存期間 2 年の債券の利回り、n 年後に発生する給付は残存期間 n 年の債券利回りによってそれぞれ割引計算を行う方法です。



使用する債券（国債、優良社債等）を決定した上で、日本証券業協会等が公表している年数別の債券利回り等を基準にイールドカーブを決定します。

ただし、実際のデータでは必ずしも全ての年限の利回りが得られない、発行者の業績の変化が即座に反映されない等、市場データが直接使用できない場合もあります。その場合には、必要な年限の利回りの推定、異常値の排除等一定の補正を行う必要があります。実務上は、信託銀行やコンサルティング会社が公表しているイールドカーブを利用するのが現実的と考えられます。

(参考)

複数の割引率で計算した場合であっても、「単一の割引率に集約したら何%になるか」という数値を開示するために、イールドカーブ等価アプローチ（Q9 参照）による計算も行うこととなります。

Q9. 加重平均割引率による割引計算について知りたい

<回答>

給付額と給付までの期間を反映した単一の加重平均割引率を使用した割引計算です。

公益社団法人日本年金数理人会と公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」では、加重平均割引率の算出方法として、①イールドカーブ等価アプローチ、②デュレーションアプローチ、③加重平均期間アプローチの3とおりが示されています。

①は直接的に「加重平均割引率」を、②③は「平均割引期間」を通じて「加重平均割引率」を算出する方法です。

① イールドカーブ等価アプローチ

まず複数の割引率を使用して退職給付債務を計算（Q8 参照）した上で、退職給付債務が同額となるような単一の割引率を逆算して求める方法です。

この方法は「まず複数の割引率を使用して退職給付債務を計算する」ため、単一の加重平均割引率を求めるメリットが感じられないかもしれません。ただ、「期末前の時点で退職給付債務を計算しておき、期末時点で経過期間の費用や給付等を調整し、期末時点の金利水準に応じて補正する」といった実務を行う場合には、あらかじめ単一の加重平均割引率を求めておく意味はあると考えられます。

② デュレーションアプローチ

退職給付債務のデュレーション（金利感応度）を平均割引期間とした上で、イールドカーブから平均割引期間に対応する加重平均割引率を決定する方法です。

「期末前の時点で退職給付債務を計算しておき、期末時点で経過期間の費用や給付等を調整し、期末時点の金利水準に応じて補正する」といった実務を行う場合には、通常、期末の金利水準の補正を目的として、あらかじめ2とおりの割引率で退職給付債務を計算しておきます。2とおりの割引率による退職給付債務の計算結果があれば、次の算式でデュレーション（＝平均割引期間）を求めることができます。

PBO1：割引率 i で計算した退職給付債務

PBO2：割引率 j で計算した退職給付債務

$R = PBO1 \div PBO2$ とすると

デュレーション $N = \log(R) \div \{ \log(1+j) - \log(1+i) \}$

（注）「log」は「対数」を表す数学の記号

③ 加重平均期間アプローチ

給付までの期間（一時金の場合は退職までの期間、年金の場合は年金支給期間も考慮）を期間帰属額で加重平均した期間を平均割引期間とした上で、イールドカーブから平均割引期間に対応する加重平均割引率を決定する方法です。

$$\begin{aligned}\text{平均割引期間} &= \frac{\sum (\text{給付までの期間} \times \text{給付までの期間に応じた期間帰属額})}{\sum \text{期間帰属額}} \\ &= \frac{(1 \text{ 年} \times 1 \text{ 年後の期間帰属額}) + \cdots + (n \text{ 年} \times n \text{ 年後の期間帰属額})}{1 \text{ 年後の期間帰属額} + \cdots + n \text{ 年後の期間帰属額}}\end{aligned}$$

Q10. 割引率設定に関する重要性基準について知りたい

<回答>

企業会計には一般的な基準としての「重要性基準※」が存在しますが、退職給付会計には一般的な重要性基準とは別に「割引率設定に関する重要性基準」が設けられています。

※重要性に乏しい場合は簡便な方法で処理することができるという考え方

割引率については、適用指針第 30 項に「各事業年度において再検討し、検討後の割引率で計算した退職給付債務と現行の割引率で計算した退職給付債務とを比べて 10%以上変動する場合（重要な影響を及ぼす場合）、割引率の見直しや退職給付債務の再計算が必要」といった定めがあります。これを「（割引率設定に関する）重要性基準」と呼び、一般に「退職給付債務の変動が 10%以内に留まる場合は、割引率を変更しなくてもよい」と解されています。

重要性基準を適用する場合、以下に留意する必要があります。

- ・退職給付債務に最大 10%の誤差が生じている可能性がある
- ・一旦重要性基準を適用した後、割引率を変更する必要が生じた場合（退職給付債務が 10%以上変動することになった場合）には、退職給付債務の変動率が大きくなる

なお、日本基準では、米国基準で認められるコリドー（回廊）アプローチ※を採用しない代わりに重要性基準を採用したとされています。

※未認識数理計算上の差異が一定の範囲（退職給付債務、年金資産いずれか大きい方の 10%）に収まっている場合は、費用処理を行わなくてもよい（Q64 参照）

Q11. 基礎率と退職給付債務の関係について知りたい

<回答>

退職給付会計では、最善の見積もりに基づく予測を行うにあたり、様々な前提を用いています。退職給付債務は、割引率、退職率等に基づき算定します。年金資産の期待運用収益は、長期期待運用収益率に基づき算定します。このような前提を「計算基礎」と言います。

割引率	将来の退職給付見込額を現在価値に換算する利率
長期期待運用収益率	年金資産に期待される運用収益率
退職率	従業員が在職中に生存脱退する年齢ごとの発生率
死亡率	従業員が在職中および退職後に死亡する年齢ごとの発生率
昇給率	将来の給与の上昇を見込むために使用する率
一時金選択率	年金受給資格を得た者が年金に代えて一時金を選択する率

計算基礎の変動に伴い退職給付債務や退職給付費用は変動しますが、その影響は計算基礎毎に異なります。各計算基礎の変動に伴う退職給付債務等への影響は以下のとおりです。

(1) 割引率

金利低下に伴い割引率を引き下げる/引き上げると、退職給付債務や勤務費用は増加/減少します。割引率の変動によってどれだけ退職給付債務が増減するか（感応度といいます）は制度ごとに異なりますが、一般に、割引率が1%減少/増加すると退職給付債務は約15%増加/減少すると言われています。

利息費用は、感応度と利率変動の影響を受けます。例えば、金利が2%から1%に低下し、退職給付債務が15%増加する場合、割引率低下前の退職給付債務を1とすると、利息費用は「 $1 \times 2\% = 0.02$ 」から「 $1.15 \times 1\% = 0.0115$ 」に変動します。

(2) 長期期待運用収益率

長期期待運用収益率は年金資産の期待運用収益を算出する率であり、長期期待運用収益率の変動は退職給付費用に影響を与えます。退職給付費用は「勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 未認識項目の処理費用」として求めるため、長期期待運用収益率を引き下げる/引き上げると、期待運用収益が減少/増加し、退職給付費用は増加/減少します。

(3)退職率

退職率の低下は中途退職の減少、すなわち勤続年数の伸長を意味します。勤続年数が伸びると給付額が多くなりますが、割引期間も長くなります。このように、給付額の増加と割引期間の伸びとの兼合いがあるため、退職率の変動に伴う影響は一概には言えません。

(4)死亡率

死亡率には在職中の従業員の死亡だけでなく、退職後の受給権者の死亡も含まれます。一般に、死亡率の変動はほとんどは平均余命の伸びによるものです。そのため、確定年金の場合には、退職給付債務等に対する死亡率の影響はほとんどありません。終身年金（保証付き終身年金を含む）の場合には、平均余命が伸びると給付額が増加するため、退職給付債務が増加します。

(5)昇給率

昇給率の変動に伴う退職給付債務への影響は、昇給率の変動の仕方や給付カーブの形状等によって異なりますが、一般に昇給率が低下/上昇すると退職給付債務は減少/増加します。

なお、給与のベースアップ（ベア）については、ベアを合理的に織り込める場合には、昇給率に反映させます。

(6)一時金選択率

企業年金制度において選択一時金が認められている場合には、計算基礎として一時金選択率を設定します。一時金選択率の変動に伴う退職給付債務への影響は、主に年金支給期間、給付利率等によって異なります。終身年金においては、確定年金と比べて、一時金選択率の変動に伴う退職給付債務の変動は大きくなります。

Q12. 簡便法について知りたい

<回答>

簡便法とは、従業員数 300 人未満の小規模企業等に認められる、退職給付債務の簡便な計算方法です。また、従業員 300 人以上の企業でも、年齢や勤務期間に偏りがある等で、原則法に基づく計算結果に信頼が得られない場合には、簡便法の使用が認められます。

なお、簡便法から原則法への変更は可能ですが、原則法から簡便法への変更は原則として認められません。

○簡便法による退職給付債務

年金財政上の数理債務の額や自己都合要支給額等を利用します。

○簡便法による退職給付費用

【退職一時金の場合】

期末の退職給付に係る負債－（期首の退職給付に係る負債－退職金支払額）
＝退職給付に係る負債の増減額＋退職金支払額

【企業年金の場合】

期末の退職給付に係る負債－（期首の退職給付に係る負債－掛金額）
＝退職給付に係る負債の増減額＋掛金額

	原則法	簡便法	
		退職一時金制度	企業年金制度
退職給付債務	退職給付見込額の期間帰属額を現在時点まで割引計算した額	①自己都合要支給額×比較指数※ ②自己都合要支給額に、平均残存勤務期間相当の昇給率、割引計算を考慮した額 ③自己都合要支給額	④数理債務×比較指数※ ⑤加入者：左記②または③ 受給者、待期者：数理債務 ⑥数理債務
退職給付に係る負債	退職給付債務－年金資産	退職給付債務－年金資産 ただし、年金資産の評価につき、時価に代わる方法を使用可	
退職給付費用	勤務費用＋利息費用－期待運用収益 ±未認識項目の処理費用	退職給付に係る負債の増減額 ＋退職金支払額	退職給付に係る負債の増減額 ＋企業年金掛金額

※ 比較指数とは、原則法に基づき計算した退職給付債務額と自己都合要支給額の比

Q13. マイナス金利下での割引率設定方法について知りたい

<回答>

日銀のいわゆるマイナス金利政策の導入当時、国債の利回りがマイナスに転じたことにより、割引率の設定方法が課題となりました。

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2017 年 3 月実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」を公表し、「当面の取扱い」として、マイナスをそのまま利用する方法、0%を下限とする方法のいずれも認めるとしました。

その後、恒久的な取扱いを定めるために議論が続けられましたが、2018 年 3 月実務対応報告第 37 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」を公表し、「マイナスをそのまま利用する方法、0%を下限とする方法のいずれの方法によっても退職給付債務の額に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと企業会計基準委員会が認める当面の間、適用する」とされました。

マイナスをそのまま利用することを支持する意見として、「現実にマイナス金利が実現している以上、それを尊重すべきである」、「利回りがプラスの場合と整合性がある」等がありました。一方で、「事業主は規約で定められた給付額以上の給付義務を負っていないため、利回りの下限は0%（退職給付債務は給付見込額と同額）であるべき」との意見がありました。結局、議論は平行線を辿り、当面の取扱いとして定めた取扱いを、期限を定めずに継続することになりました。

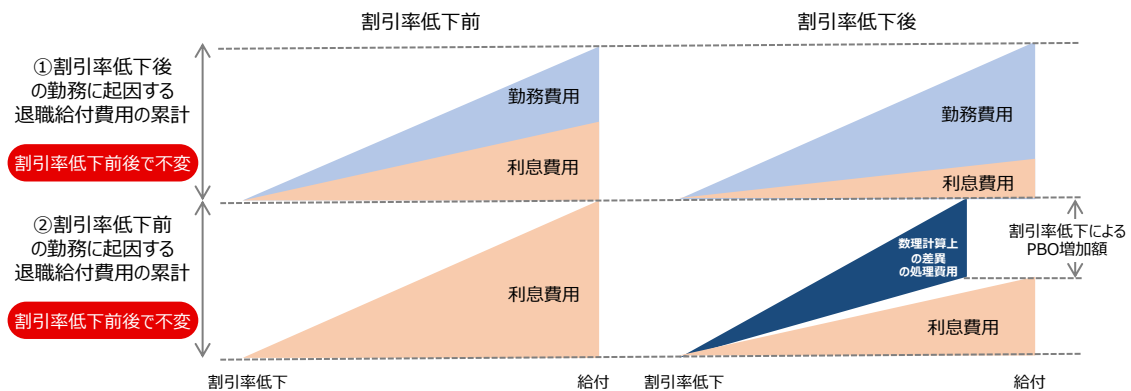
Q14. 割引率の低下が、その後の費用にどのような影響を与えるのか知りたい

<回答>

通常、割引率低下後、当面は費用が増加、その後は減少します。

割引率が低下しても、将来の給付見込額は変わらないため、割引率低下から給付までの期間を通算すると退職給付費用への影響は中立（費用の累計は不変）です。ただし、

- ・各期の費用の内訳（利息費用、勤務費用等）が変わります
- ・割引率低下から給付までの期間の中で、費用が増加する期間と減少する期間があります



①割引率低下後の勤務に起因する退職給付費用の累計

- ・割引率低下により、利息費用が減少するが、その分勤務費用が増加
- ・「利息費用の累計」と「勤務費用の累計」の合計は不変（①は不変）

②割引率低下前の勤務に起因する退職給付費用の累計

- ・割引率低下により、退職給付債務（PBO）が増加、増加額は数理計算上の差異となる
 - ・利息費用は減少するが、その分数理計算上の差異の処理費用が発生
 - ・「利息費用の累計」と「数理計算上の差異の処理費用の累計」の合計は不変（②は不変）
- ただし、数理計算上の差異は、通常「割引率低下から給付までの期間」より短い期間で処理するため、割引率低下後、当面は費用が増加、その後は減少

なお、割引率が上昇した場合の影響は、割引率が低下した場合と逆になります。

年金資産・退職給付信託

Q15. 長期期待運用収益率は、何を基準に設定すればよいのか知りたい

<回答>

適用指針第 25 項に「長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する」とあります。

年金制度は長期に亘って運営するため、運用成果は運用方針で示されたものに収斂していくと考えられます。そのため、年金資産構成や運用方針等を考慮して、長期的に期待される収益率を設定するのが適切と考えられます。

(参考)

割引率は、安全性の高い債券の期末の市場実勢利回りであり、基本的に每期見直すことが求められます。一方、長期期待運用収益率については、每期見直す必要はなく、年金資産の資産構成割合を変更した場合や市場環境に明らかな変化が見られる場合にのみ見直せばよいと考えられます。

Q16. 退職給付信託の概要について知りたい

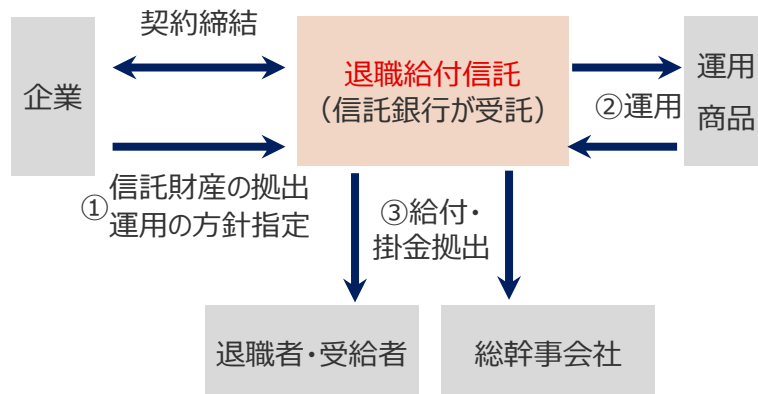
<回答>

退職給付信託とは、事業主が保有する有価証券や金銭等を拠出し、信託目的を退職給付（退職一時金の支払いまたは企業年金の掛金拠出）に限定した他益信託です。

以下 4 要件を全て満たすと、会計上、年金資産として認められます。

- (1) 退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できる
- (2) 退職給付に充てることにより限定した他益信託※である
- (3) 事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還及び事業主による受益者に対する許害的な行為が禁止されている
- (4) 管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づき行う

※委託者以外の者が受益者となる信託



(参考)

- ・退職給付信託を設定する場合、「退職給付債務－年金資産」の額の範囲内で設定します。
- ・持合株式を拠出する場合、委託者に議決権の行使を指図する権限が留保され、実質的に持合関係を維持することができます。
- ・税務上、退職給付信託に設定した有価証券等は、引き続き委託者が保有しているものとみなして取り扱われます。(Q23 参照)

Q17. 退職給付信託を設定したときの会計処理を知りたい

<回答>

適用指針第 19 項に「信託財産を会計基準のもとで年金資産とするには、事業主から当該資産が時価で拠出されたと同様の会計処理を行うこととなる」とあります。

○株式等有価証券を拠出する場合

時価で処理を行うため、設定時（拠出時）に時価と簿価の差額が損益となります。

簿価 70、時価 100 の株式を拠出した場合

退職給付に係る負債	100	/	有価証券	70
			退職給付信託設定益	30

○現金を拠出する場合

時価と簿価に差がないため、設定時（拠出時）に損益は発生しません。

現金 100 を拠出した場合

退職給付に係る負債	100	/	現金	100
-----------	-----	---	----	-----

Q18. 退職給付信託はどのような場合に返還可能なのか知りたい

<回答>

退職給付信託の返還については、「退職給付債務と年金資産とを比較して、将来の予測できる一定期間においても積立超過の状態が継続し、当該積立超過分について退職給付に使用される見込みのないことを合理的に予測できることが必要」とされています。（適用指針第 106 項）

このように、積立超過部分について、無条件に返還が認められるわけではありません。「一定期間積立超過状態が継続する」、「積立超過部分が給付に使用されない」という 2 つの要件を満たす必要があります。

したがって、2 つの要件の精査にあたっては、今後の積立状況の見通しを推計した上で、どの程度返還できるのかを判断しなければなりません。

資産サイドについては、例えば、過去の株式（市場平均や個別銘柄）の変動実績が参考になります。また、資産サイドだけでなく、債務サイドの状況（今後の給付債務の状況等）を織り込むことも考えられます。

企業年金制度に設定された退職給付信託の場合、企業年金の積立水準や拠出スケジュールも考慮できるかもしれません。企業年金の財政状況が健全であれば、退職給付信託の資産は積立超過部分を含めて掛金拠出に利用されない可能性が高いからです。

いずれにしても、退職給付信託の返還については、客観的な判定基準が存在しないため、監査法人と十分協議する必要があります。

Q19. 退職給付信託が返還された場合の会計処理について知りたい

<回答>

退職給付に係る資産の減少または退職給付に係る負債の増加として処理します。

さらに、返還額の重要度に応じて、数理計算上の差異を一時費用処理します。

返還額に重要性がある場合は、返還額に対応する未認識数理計算上の差異を一時費用処理します。なぜなら「返還される退職給付信託は年金資産ではなくなるため、未認識数理計算上の差異のうち返還額に対応する部分については、遅延認識を行う根拠が失われるから」です。返還額に対応する未認識数理計算上の差異が不明な場合は、未認識数理計算上の差異の総額を返還額／返還前の年金資産で按分等、合理的に算出します。

返還額に重要性がない場合は、数理計算上の差異の一時費用処理は行いません。

なお、重要性の有無に関して、客観的な判断基準は示されていません。

【退職給付信託返還時の仕訳（連結決算の場合）】

【前提】

株式版退職給付信託の株式 500 が返還され、返還額に重要性があると認められた

返還前の年金資産合計額 1,500

未認識数理計算上の差異 300（借方差異）

うち返還額に対応する未認識数理計算上の差異 100（借方差異）

① 有価証券 500 / 退職給付に係る資産 500

② 退職給付費用 100 / 退職給付に係る調整額 100

① 年金資産の返還

500 が返還され、有価証券が 500 増加、退職給付に係る資産が同額減少

② 返還額に対応する数理計算上の差異にかかる組替調整※

実現損益で▲100 認識

返還額に対応する数理計算上の差異 100 を退職給付費用として費用処理（→当期純利益が 100 減少）

評価損益で 100 認識

その他の包括利益（勘定科目は退職給付に係る調整額）が 100 増加

※未認識数理計算上の差異のうち返還額に対応する部分 100 は、数理計算上の差異が発生した時点で、一旦評価損益として認識済（その他の包括利益として処理済）の状態にあります。今般、返還に伴い、当該 100 については、実現損益として認識（PL 上で費用処理）し直す必要があります。そのため、当該 100 について、評価損益から実現損益に振り替える処理（組替調整）を行います。（組替調整は Q66 参照）

Q20. 退職給付信託で保有する株式が著しく下落した場合、減損処理を行う必要はあるのか
知りたい

<回答>

退職給付信託については、減損処理を行う必要はありません。

退職給付信託設定のない持合株式を保有している場合、当該株式の株価が著しく下落し、回復の可能性が低いと判断された場合は、減損処理を行います。

株式版退職給付信託の多くは、持合株式として保有していた株式を拠出したものであるため、持合株式と同様に減損処理を行う必要があると考えるかもしれません。しかしながら、退職給付信託は会計上の年金資産であるため、年金資産の時価変動（期待運用収益と実際の運用収益との差額）は、退職給付会計ルールに従い、数理計算上の差異として処理します。

Q21. 自社株式を退職給付信託に拠出することは可能か知りたい

<回答>

「法的あるいは会計的見地からは不可能ではないが、以下のような問題がある」と考えられます。

○年金資産としての適切性

退職給付信託における受益権行使のきっかけとして、企業破綻のような「委託者が退職給付の支払能力を喪失した時」があります。この場合、受益権が行使される（退職金の支払いまたは企業年金の掛金拠出）時点で、信託財産として保有する自社株式はその経済的価値を失っているはずで、「受益権行使時点で経済的価値を失っている可能性のある自社株式を、給付のための資産として信託設定するのは不適切」と考えるのが自然です。

○インサイダー取引への懸念

売却を行う場合にはインサイダー取引に抵触する懸念があります。こうした懸念を解消する特殊なスキームがあるのかもしれませんが、当該スキームにかかるコストを負担してまで自社株式での退職給付信託に固執する必要はないと思われます。

Q22. 期中に掛金を一括拠出した場合、期待運用収益は見直すのか知りたい

<回答>

適用指針第 21 項に「期待運用収益は、期首の年金資産の額に長期期待運用収益率を乗じて計算することを原則とするが、期中に年金資産の重要な変動があった場合には、これを反映させる」とあります。

期中の年金資産の変動に繋がる事象には、資産増加要因（掛金の一括拠出、退職給付信託の設定）、資産減少要因（退職給付信託の返還、DC 移行に伴う資産移換）等様々ありますが、重要な変動に該当する事象や程度については明確な基準が示されていません。

Q23. 退職給付信託の税務上の取扱いについて知りたい

<回答>

退職給付信託に設定した有価証券等については、引き続き委託者が保有しているものとみなして取り扱われます。

このように取り扱う根拠は、退職給付信託が税務上「受益者が不特定又は不存在の場合」に該当することにあります。受益者が特定されていない、存在しないため、有価証券等は引き続き委託者が保有しているものとみなします。そのため、課税関係は、引き続き委託者に生じるわけです。

有価証券等を引き続き委託者が保有しているものとみなすため、

- ・有価証券等を拠出して退職給付信託を設定しても、資産譲渡にかかる課税はありません
- ・信託資産から発生した収益は委託者の所得として法人税が課せられます
- ・退職給付信託から企業年金への掛金拠出あるいは退職金が支払われた場合は、委託者が払ったものとして損金に算入することができます

Q24. 退職給付信託についての開示基準を知りたい

<回答>

適用指針第 59 項(1)に、「退職給付信託が設定された企業年金制度について、年金資産の合計額に対する退職給付信託の額の割合が重要である場合には、その割合又は金額を別に付記する」とあります。

この規定は、企業年金制度において金額的に重要性がある場合には、年金資産に対する割合又は金額の開示を求めていると解釈できます。逆に言えば、退職一時金制度の場合あるいは金額的に重要性がない場合は、開示を免れると解釈できます。

適用指針第 115 項には、開示を求めた理由として、「企業年金制度に対して設定された退職給付信託については、一般的に分散投資により運用される制度固有の他の年金資産とはリスク特性に大きな違いが見られる」点が示されています。これは、いわゆる株式版退職給付信託（政策保有株式を拠出した退職給付信託）を意識したものと考えられます。

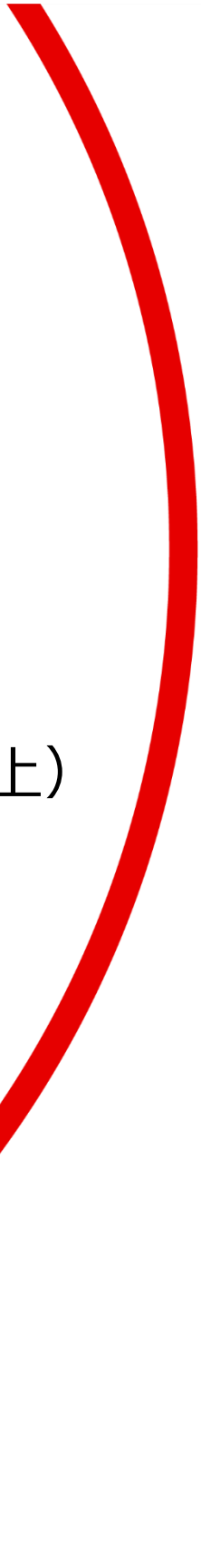
退職一時金を開示対象としなかった理由について、特段の記載はありません。透明性の高い開示を目指すのであれば、退職一時金であっても、金額的に重要性がある場合には、割合又は金額を開示するのが望ましいと考えられます。

（参考）

株式版退職給付信託の有無は、退職給付の注記以外でも確認することができます。

有価証券報告書では、「コーポレートガバナンスの状況等」欄において、株式の保有状況の開示を求めています。

具体的には、保有目的が純投資以外の目的である投資株式を「特定投資株式」と「みなし保有株式」に分類して開示します。前者は政策保有株式です。後者は「所有権は有しないものの、議決権を行使する権限または議決権の行使を指図する権限を有する株式」と定義される株式で、退職給付信託で保有する株式が該当します。



会計処理

(退職給付費用、負債（資産）の計上)

Q25. 退職給付費用の算出方法について知りたい

<回答>

退職給付費用とは、退職給付制度にかかる会計上の費用です。

退職給付費用は、退職給付債務の当期増加見込額から年金資産の当期増加見込額を控除して算出されます。期待運用収益を控除するのは、「退職給付債務の増加見込額のうち運用収益によって給付資金の手当てができる部分は、企業の負担にはならない」という考えに基づきます。

退職給付債務の当期増加見込額は、勤務費用、利息費用の合計です。勤務費用は当期の勤務によって獲得した将来の給付額の現在価値です。利息費用は退職給付債務の当期の利息であり、「期首退職給付債務×割引率」として求めます。年金資産の当期増加見込額は、期待運用収益です。「期首年金資産×長期期待運用収益率」として求めます。

このように、退職給付債務の当期増加見込額（勤務費用、利息費用）から年金資産の当期増加見込額（期待運用収益）を控除した額を退職給付費用とします。

しかしながら、実際には、見込値と実績値に乖離（数理計算上の差異と言います、Q28 参照）が生じます。数理計算上の差異は一定年数に亘って退職給付費用に分割計上しますので、この分割計上額が退職給付費用の構成要素となります。また、給付内容を変更すると、退職給付債務が増減します。この退職給付債務の増減を「過去勤務費用」と言い、数理計算上の差異と同様に処理します。

上記のことから、退職給付費用は、以下のとおりとなります。

勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 未認識項目の処理費用
退職給付債務の増加見込額 年金資産の増加見込額 予定と実績の乖離等の処理費用

退職給付費用	
年金資産の増加見込額 = 期待運用収益	PBOの増加見込額 = 勤務費用 + 利息費用
	予定と実績の乖離等の処理費用 = 未認識項目の処理費用

Q26. 退職給付に関する税務上の費用について知りたい

<回答>

退職給付に関して税務上の損金となるのは、企業年金の掛金拠出額、退職一時金の支払額です。退職給付費用は、会計上の費用であって、税務上の損金ではありません。

会計上の利益は収益から費用を差し引いて求めますが、課税所得は益金から損金を差し引いて求めます。収益と益金、費用と損金は一致することが多いものの、一致しないものもあります。具体的には、以下のとおりです。

- ①「収益」ではあるが「益金」ではない（受取配当金等）
- ②「収益」ではないが「益金」である（売上計上漏れ等）
- ③「費用」ではあるが「損金」ではない（退職給付費用、交際費等）
- ④「費用」ではないが「損金」である（企業年金の掛金額、退職一時金の支払額等）

会計上の利益	=	収益	－	費用
				退職給付費用
税務上の利益 (課税所得)	=	益金	－	損金
				企業年金の掛金額 退職一時金の支払額

税務上の課税所得は、通常、会計上の利益を起点として算出します。

税引前当期純利益が 10 億円、退職給付費用が 1.5 億円、企業年金の掛金額 0.5 億円、退職一時金の支払額が 0.3 億円であったとします。退職給付費用 1.5 億円は、会計上の利益算定上、費用として差し引かれていますが、税務上の損金ではないため、課税所得に加算します。一方、企業年金の掛金額 0.5 億円、退職一時金の支払額 0.3 億円は損金として課税所得から控除します。

結果として、課税所得は、税引前当期純利益 10 億円＋損金不算入額 1.5 億円－損金算入額（0.5 億円＋0.3 億円）で 10.7 億円となります。

税引前当期純利益	10 億円		税引前当期純利益	+	損金不算入額	－	損金算入額
退職給付費用	1.5 億円		=	10	+	1.5	－ (0.5+0.3)
企業年金の掛金額	0.5 億円		=	10.7			
退職一時金の支払額	0.3 億円						

Q27. 退職給付会計では、なぜ掛金を費用としないのかについて知りたい

<回答>

退職給付会計の目的と年金財政の目的が異なるからです。退職給付会計の目的に沿って算出された費用は、年金財政の目的に沿って算出された掛金とは異なります。

退職給付会計の目的は、退職給付に関する積立状況等を適正に開示することです。費用は「勤務期間の各期において、労働の対価として費用が発生する」よう算出します。

年金財政の目的は、給付を確実に行うことです。掛金は、掛金水準が平準的になるように算出します。また、事業主のリスク許容度や掛金負担能力を考慮して、予定利率の水準や過去勤務債務の償却期間を決定します。

退職給付会計における費用の算出、年金財政における掛金の算出は、いずれも、キャッシュ・アウトフローの総額を予想し、それを各期に割り当てる作業（注）です。しかしながら、退職給付会計と年金財政の目的が異なるため、各期への割り当ては、それぞれの目的に沿って行われます。その結果、「会計上の費用」と「年金財政上の掛金」は異なります。

（注）退職給付会計上の費用と年金財政上の掛金は、「年金制度にかかる企業負担は、給付額から運用収益を差し引いた額になる」という共通の考え方に基づき、必要コストを別の角度から見ているに過ぎません。したがって、年金制度の開始から終了まで通期で見ると、「退職給付会計上の費用の合計額」と「年金財政上の掛金の合計額」は一致します。

Q28. 数理計算上の差異および過去勤務費用について知りたい

<回答>

○数理計算上の差異

退職給付債務、勤務費用は、一定の前提に基づく予測値です。したがって、予測値と実績値の乖離、計算前提の変更に伴う差が生じます。年金資産についても、予測値と実績値の乖離が生じます。この乖離等を「数理計算上の差異」といい、例えば以下の状況で発生します。

発生要因の区分	発生状況例
予測値と実績値の乖離	・退職率や死亡率等の見込みと実績が乖離 ・期待運用収益と実際の運用収益が乖離
計算前提の変更	・期末時点で割引率を変更した結果、退職給付債務が増減

	数理計算上の差異
退職給付債務 (予測値)	退職給付債務 (実績値)

	数理計算上の差異
年金資産 (予測値)	年金資産 (実績値)

○過去勤務費用

制度内容を変更すると、退職給付債務が増加または減少します。この制度変更に伴う退職給付債務の増加または減少を「過去勤務費用」と言います。

	過去勤務費用
退職給付債務 (変更前)	退職給付債務 (変更後)

Q29. 数理計算上の差異や過去勤務費用（未認識項目）の費用処理方法について知りたい

<回答>

未認識項目（未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用）は、「遅延認識」という方法で費用処理します。遅延認識とは、新規発生した未認識項目について、発生年度に全額を費用処理せず、その後の一定期間に亘って費用処理することを言います。

数理計算上の差異は発生した期またはその翌期から、過去勤務費用は制度改訂日から、定額または定率により処理します。

未認識項目の遅延認識が認められる理由については、会計基準第 67 項において「数理計算上の差異には、予測と実績の乖離のみならず、計算前提変更に伴う予測数値の修正も反映されることから、各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付の状況を忠実に表現するとは言えない」といった考えが示されています。

そのため、従業員の残存勤務期間中に損益が実現するものとして、当該期間以内の一定期間で規則的に費用として処理します。

未認識項目の区分	費用処理方法
数理計算上の差異	・平均残存勤務期間※以内の一定期間で費用処理 ・定額法または定率法 ・当期または翌期から処理
過去勤務費用	同上 ただし、制度改訂日から処理

※在籍する従業員が貸借対照表日から退職するまでの平均勤務期間

原則として退職率と死亡率を加味して算定するが、標準的な退職年齢から平均年齢を控除して算定しても可

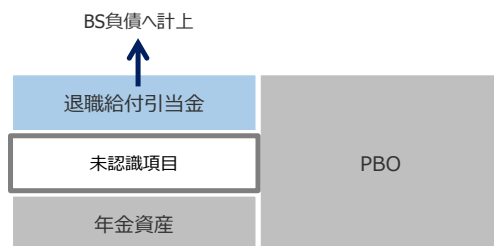
定額法	・未認識項目を新規発生年度ごとに分別管理 ・処理費用＝「各期の新規発生額を処理年数で除した額」の累計額 $= \sum (n \text{ 年度新規発生額} \div \text{処理年数})$
定率法	・未認識項目を新規発生年度ごとに分別管理せず ・処理費用＝未認識項目の残高×一定率※ ※未認識項目の処理年数以内で、当該発生額の概ね 90%が費用処理されるように決定 例 処理期間 5 年の定率は 0.369、10 年の定率は 0.206

Q30. 単独決算における負債・資産の計上方法について知りたい

<回答>

退職給付債務と年金資産の差額からさらに未認識項目を控除した額を「退職給付引当金」または「前払年金費用」として負債または資産計上します。

【単独決算における負債計上（イメージ）】



未認識項目（数理計算上の差異等）は、発生時点では特段処理を行わず、その後、一定期間に亘る費用処理を通じて、徐々に反映していきます。つまり、数理計算上の差異等のうち、費用処理が行われた部分について「退職給付引当金」または「前払年金費用」として貸借対照表に計上することになります。

【単独決算における数理計算上の差異の処理】

例：数理計算上の差異を、定額法により、10年で処理する場合（従前、退職給付引当金、数理計算上の差異はないものとする）

発生時		費用認識時	
処理なし		「純損益(当期純利益)」として認識（実現損益で処理）	
損益計算書	BS	損益計算書	BS
財務諸表 収益 費用 売上原価 販売費及び一般管理費 当期純利益	BS 資産 負債 退職給付引当金 純資産 利益剰余金	損益計算書 収益 費用 売上原価 販売費及び一般管理費 10 当期純利益 ▲10	BS 資産 負債 退職給付引当金 10 純資産 利益剰余金 ▲10
積立状況 退職給付引当金 0 「数理計算上の差異」新規発生額 100 年金資産	PBO	退職給付引当金 10 「数理計算上の差異」残額 90 年金資産	PBO

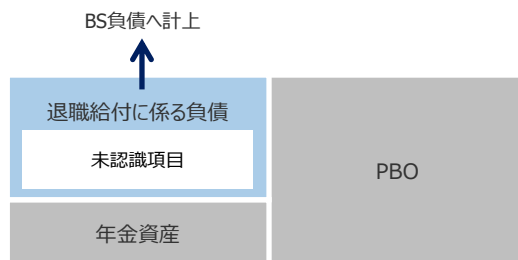
(注) 退職給付費用 = 勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 数理計算上の差異の処理費用
10

Q31. 連結決算における負債・資産の計上方法について知りたい

<回答>

退職給付債務と年金資産の差額を「退職給付に係る負債」または「退職給付に係る資産」として負債または資産に計上します。

【連結決算における負債計上（イメージ）】



数理計算上の差異等は、発生時点で貸借対照表に反映（即時認識）し、包括利益計算書において、その他の包括利益（退職給付に係る調整）を計上します。その後、組替調整（リサイクリング）による費用認識を通じて、徐々に「純損益（当期純利益）」として認識します。

【連結決算における数理計算上の差異の処理】

例：数理計算上の差異を、定額法により、10年で処理する場合（従前、退職給付に係る負債、数理計算上の差異はないものとする）

発生時				費用認識時 ～組替調整（リサイクリング）			
「その他の包括利益」として認識（評価損益で処理）				「純損益(当期純利益)」へ振替（実現損益へ振替）			
損益計算書				損益計算書			
収益	費用	資産	負債	収益	費用	資産	負債
			退職給付に係る負債 100				退職給付に係る負債 100
売上原価	販売費及び一般管理費			売上原価	販売費及び一般管理費 10		
当期純利益				当期純利益	▲10		
包括利益計算書				包括利益計算書			
当期純利益	その他の包括利益	利益剰余金	その他の包括利益累計額	当期純利益	▲10	利益剰余金	▲10
	退職給付に係る調整 ▲100		退職給付に係る調整累計額 ▲100		退職給付に係る調整 10		退職給付に係る調整累計額 ▲90
包括利益	▲100			包括利益	0		
積立状況				積立状況			
退職給付に係る負債 100	うち「数理計算上の差異」新規発生額 100	PBO		退職給付に係る負債 100	うち「数理計算上の差異」残額 90	PBO	
年金資産				年金資産			

(注) 退職給付費用 = 勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 数理計算上の差異の処理費用
10

Q32. 単独決算と連結決算で会計処理が異なる理由について知りたい

<回答>

グローバル化が進展する中、会計基準の国際的な調和が求められています。

連結決算は、海外投資家を含む広範なステークホルダー向け情報としての位置付けが強く、国際的な基準との統一（差異の縮小）への異論は多くありません。

一方で、単独決算については、配当可能利益（会社法）や課税所得（税法）との関連が深いいため、国際的な基準との統一（差異の縮小）に関して慎重であるべきという意見が少なくありません。

このように、単独決算の取扱いについて慎重な意見が見られたことから、単独決算と連結決算で会計処理が分かれたと考えられます。

（参考）

退職給付会計についても単独決算の取扱いが議論されました。

主要論点は、未認識項目（数理計算上の差異、過去勤務費用）の取扱いでした。

会計基準第 86～88 項より抜粋

- 86.公開草案に対して寄せられたコメントの中には、平成 24 年改正会計基準を個別財務諸表へ適用することについて慎重に検討すべきという意見があり、とりわけ公開草案で提案された内容のうち、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（以下「未認識項目」という。）を負債計上する取扱いは、重要な論点として審議された。また、本論点は単体検討会議においても議論され、当該会議の報告書では、年金法制との関係の観点や分配可能額に影響を与える可能性等を踏まえ、慎重に対処し連結先行も含め何らかの激変を緩和する措置を講ずる必要があるという方向性の考え方が示された。
- 87.審議の過程では、年金法制による規制の結果、事業再編時に合理的な方法によって資産の移換や債務の引継ぎが困難な状況が存在し、また、受給者分は事実上移換できないため、親会社の債務として扱った上で子会社の剰余金で補われる場合もあり、個別財務諸表に未認識項目を負債として認識すると、事業再編後の経営実態を必ずしも適切に表していないとの意見や、未認識項目の負債計上は会社法上の分配可能額に影響が及ぶ可能性が懸念されるという意見があった。
- 一方、年金法制による影響の程度が明確でなく、影響範囲は負担する債務の一部に限定されるのではないかという意見や、会社法上の分配可能額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を基礎として、必要な調整を加えて計算されることとされているため、上記の懸念は会計基準の策定にあたり一義的に問題とすべきものではないという意見があった。
- 88.上記のとおり市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況を踏まえ、今後議論を継続することとし、現時点における対応としては、未認識項目の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いについては、当面の間、平成 10 年会計基準の取扱いを継続することとした。

Q33. 確定拠出年金（DC）の会計処理について知りたい

<回答>

基準第 31 項に、「確定拠出年金については、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理する。また、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するため、未拠出の額は未払金として計上する」とあります。

要拠出額は、会計期間中に支払うべき掛金という意味です。確定拠出年金の掛金は当月分を翌月に拠出するため、期末には未拠出分が残ります。第 31 項の「また書き」に基づき、未拠出額は費用として処理した上で、貸借対照表に未払金を計上します。

（参考）

確定給付型の年金制度においては、労働の対価として給付の支払義務が発生すると考えられるため、「退職給付費用」を費用とします。

一方、確定拠出型の年金制度においては、労働の対価として掛金の拠出義務が発生すると考えられるため、「要拠出額」を費用とします。

Q34. リスク分担型企業年金の会計処理について知りたい

<回答>

リスク分担型企業年金の会計処理は、実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」に定められています。

○会計上の分類

リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が規約に定める掛金に限定され、追加拠出義務を負わないものは、基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されます。

○分類の再判定

直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合は、分類を再判定（引き続き確定拠出制度に分類できるか否かを再判定）します。

再判定により確定給付制度と判定された場合の処理は、特段示されていません。

○リスク分担型企業年金に移行する際の会計処理（Q41 参照）

確定給付型の制度をリスク分担型企業年金に移行する場合、確定給付型の制度の終了処理を行い、以下 3 つを損益として一時認識します。

- ・移行に伴い減少する退職給付債務と年金資産の差額
- ・移行部分に対応する未認識項目
- ・【特別掛金がある場合】特別掛金相当額の総額（費用処理に併せて未払金を計上）

○情報開示

以下の開示が求められます。

- ・制度概要
- ・退職給付費用の額（＝要拠出額）
- ・リスク対応掛金の残高、残存拠出年数

Q35. キャッシュフロー計算書での表示について知りたい

<回答>

キャッシュフロー計算書（以下、CF 計算書）は、期中の現金及び現金同等物の増減を示す計算書類です。企業活動を営業、投資、財務の 3 つの区分に分け、区分ごとに現金及び現金同等物の増減を表示します。

なお、連結決算実施企業においては、連結 CF 計算書のみを作成し、個別 CF 計算書は作成しません。（財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則第 111 条）

CF 計算書の作成方法には、2 つの作成方法（直接法、間接法）があります。直接法は、現金及び現金同等物の増減を直接表示する形式です。間接法は、税引き前利益を起点として、調整が必要な金額を加算または減算します。多くの企業は、作成が容易な間接法で作成しているようです。

直接法	間接法
営業活動によるキャッシュ・フロー	営業活動によるキャッシュ・フロー
営業収入	税金等調整前当期純利益
原材料又は商品の仕入れによる支出	（又は税金等調整前当期純損失）
人件費の支出	減価償却費
その他の営業支出	減損損失
小計	のれん償却額
利息及び配当金の受取額	貸倒引当金の増減額（△は減少）
利息の支払額損害賠償金の支払額	受取利息及び受取配当金
…	…

退職給付について表示する場合を考えます。

直接法	企業年金の掛金拠出額、退職一時金の支払額を直接表示
間接法	・企業年金の掛金拠出額、退職一時金の支払額は、損益計算書に計上されていない ・退職給付費用は、損益計算書に計上され、税引き前利益に反映されている ・したがって、<u>税引き前利益に対して調整が必要な金額</u>は、「退職給付費用」と「年金制度の掛金拠出額＋退職一時金の支払額」の差額になる

退職給付会計と年金財政

Q36. 退職給付債務と年金財政上の債務はどかが違うのか知りたい

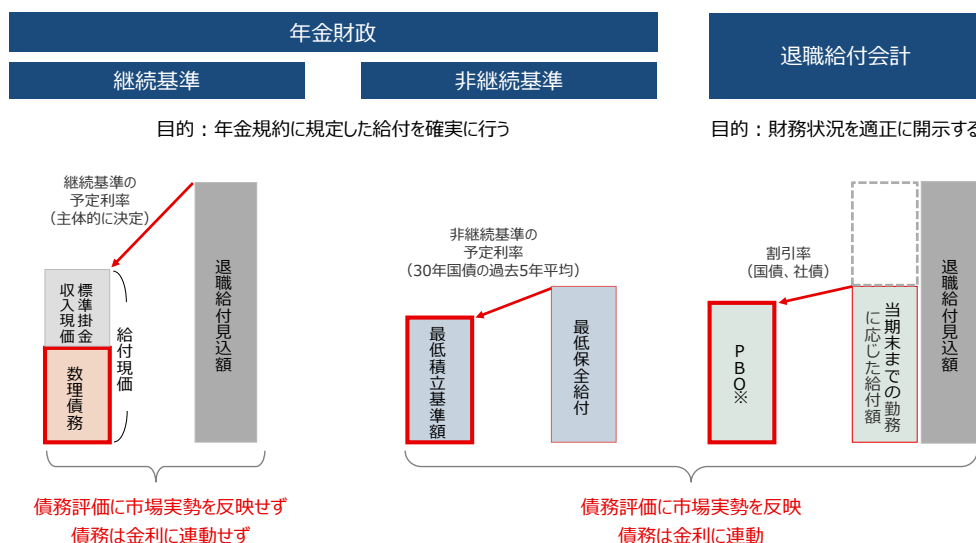
<回答>

年金財政の目的は給付を確実に行うこと、退職給付会計の目的は退職給付の積立状況等を適正に開示することです。給付資金の積立状況を確認するという意味では同じですが、何に対する積立状況を確認するか、つまり債務が異なります。

年金財政の継続基準は、現有資産と今後払い込まれる掛金について予定どおりの運用収益を確保できるという前提で積立状況を確認します。したがって、退職給付見込額を年金資産の期待運用収益率（予定利率）で割り引くことにより給付現価を算出し、標準掛金収入現価を控除して、数理債務を算定します。

同じ年金財政でも、非継続基準においては、制度を終了した場合に給付を賄うことができるかを判定するため、期待運用収益率でなく、安全性の高い債券の利回り（30 年国債の 5 年平均）で割引計算します。同様に、退職給付会計においても、現在までの勤務で獲得した給付額に対する積立状況を把握するため、安全性の高い債券の利回りで割引計算します。

結果として、非継続基準の債務（最低積立基準額）、退職給付会計の債務（退職給付債務）は、金利変動の影響を受けることになります。一方、継続基準の債務（数理債務）は、金利変動による直接的影響は受けず、期待運用収益率（予定利率）を変えない限り変動しません。



※PBO : Projected Benefit Obligation : 退職給付債務

Q37. 予定利率と割引率の違いについて知りたい

<回答>

○趣旨

予定利率は年金財政で使用する率、割引率は退職給付会計で使用する率です。

年金財政における予定利率（継続基準の予定利率。以下同じ。）は、掛金等を算出するための計算前提（計算基礎率といいます）であり、年金資産の期待運用収益率として設定されます。同時に、数理債務等の算出において、将来の給付見込額を現在価値に換算する利率でもあります。

割引率は、退職給付会計の退職給付債務算出において、将来の給付見込額を現在価値に換算するための計算前提（計算基礎といいます。Q11 参照）です。

○見直し時期、見直し主体等

予定利率は、積立金の運用収益の長期予測に基づいて合理的に設定され、通常、財政再計算時に見直します。予定利率の水準については、法令で定められた下限予定利率以上であれば特段の制約はありません。したがって、制度を実施する企業が主体的に設定することができます。

割引率は、安全性の高い債券の期末の実勢利回りに基づき客観的に設定することが求められるため、原則として毎期見直します。（Q10 参照）

（参考）

予定利率は年金資産の期待運用収益率を基準に設定するのに対し、割引率は安全性の高い債券の利回りを基準に設定するため、一般に「予定利率＞割引率」という関係になると考えられます。

債務の大小関係は、割引計算に用いる利率の水準のみで決まるわけではありませんが、割引計算に用いる利率の関係だけから見ると、「退職給付会計上の債務＞年金財政上の債務」という傾向にあります。

Q38. 予定利率と長期期待運用収益率の関係について知りたい

<回答>

予定利率は年金財政で使用する率、長期期待運用収益率は退職給付会計で使用する率です。

年金財政における予定利率（継続基準の予定利率。以下同じ。）は、掛金等を算出するための計算前提であり、年金資産の長期の期待運用収益率として設定されます。同時に、数理債務等の算出において、将来の給付見込額を現在価値に換算する利率でもあります。

退職給付会計における長期期待運用収益率は、「年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する」となっています。

このように、予定利率と長期期待運用収益率は、「年金資産構成と運用方針」という同じ要素を勘案するため、通常はほぼ一致すると考えられます。しかしながら、実際には「予定利率＞長期期待運用収益率」といった場合もあります。これは、「株式版退職給付信託において長期期待運用収益率を 0%とするケースがある」、「長期期待運用収益率を低めに設定し、数理計算上の差異（損失）の発生を抑制したいという考えがある」等が背景と思われます。

制度終了・開示他

Q39. 制度終了時の会計処理について知りたい

<回答>

退職給付制度の終了会計は、退職給付制度が廃止される場合、退職給付制度間の移行または制度の改訂によって退職給付債務がその減少相当額の支払等※を伴って減少する場合に適用されます。例えば、退職金規程の廃止、確定給付企業年金の終了、確定拠出年金制度への過去分を含めた移行です。

※年金資産からの支給や分配、事業主からの支払や現金拠出額の確定、確定拠出年金制度への資産移換等

制度の終了には、退職給付制度の「全部終了」だけでなく「一部終了（制度間の移行や制度の改訂により、退職給付債務の一部に相当する額の支払等を伴って該当部分が減少する場合）」も含まれます。

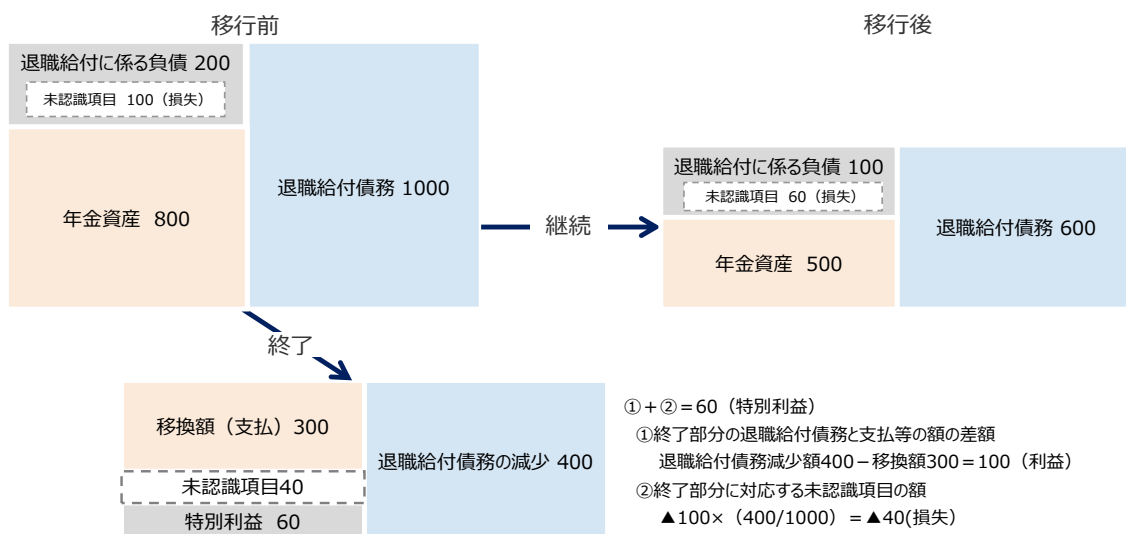
制度終了会計においては、終了により減少する退職給付債務と支払額の差額を一時損益として処理します。併せて、終了部分に対応する未認識項目については、遅延認識を行う根拠が失われるため、一時費用処理します。

【一部終了の例：確定給付企業年金の一部を確定拠出年金に移行】

確定給付企業年金の 4 割（過去分含む）を確定拠出年金へ移行

確定給付企業年金から確定拠出年金へ 300 資産移換（支払）

終了部分に対応する未認識項目は、減少する退職給付債務の比率で算出



Q40. 確定拠出年金（DC）に移行する際の会計処理について知りたい

<回答>

確定給付型の制度から確定拠出年金制度（以下、DC）へ移行する場合、移行対象にそれまでの勤務によって発生済みの受給権（以下、過去分）を含むか否かによって会計処理が異なります。

○過去分を含む DC 移行

過去分を含む DC 移行は、退職給付債務がその減少分相当額の支払（資産移換）を伴って減少するため、制度終了の会計処理を行います。（Q39 参照）

なお、制度終了会計は原則として施行日に行いますが、施行日が翌期となる場合であっても、規程等の改訂日が当期中であり、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当該終了損失の額を当期に処理します。（実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」Q1）

○将来分のみ DC 移行

DC 移行対象に過去分を含まず、移行後に発生する受給権のみを移行する場合は、退職給付債務の減少分相当額の支払（資産移換）を伴わないため、制度終了会計は適用されません。

一般的な制度改訂として取り扱いますので、制度改訂に伴い過去勤務費用が発生した場合には、一定期間内で費用処理することとなります。

Q41. リスク分担型企業年金に移行する場合の会計処理について知りたい

<回答>

既存の確定給付型の制度（リスク分担型でない DB 制度、退職一時金制度）をリスク分担型企業年金に移行する場合、過去分を含む確定拠出年金制度（以下、DC）への移行の場合と同様に制度終了の会計処理を行います。

具体的には、終了時点（改訂規程の施行日）で、以下①、②、③を損益として一時認識します（原則として特別損益に純額で表示）。

- ① 移行に伴い減少する退職給付債務と年金資産の差額
- ② 移行部分に対応する未認識項目（未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用）
※終了時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定
- ③【移行時点で年金財政上の特別掛金がある場合】特別掛金相当額の総額（割引前）

過去分を含む DC 移行（Q40 参照）との違いは上記③です。特別掛金は過去に発生した積立不足に対応するものであるため、終了時点で特別掛金相当額の総額を費用計上（一時認識）し、未払金を計上します。

なお、リスク対応掛金は、将来発生し得るリスクに備えて設定されるものであり、特別掛金とは性質が異なるため、制度移行後に費用処理されます。

【特別掛金がある場合のリスク分担型企業年金移行時の会計処理】

- ① 移行に伴い減少する退職給付債務と年金資産の差額
減少する退職給付債務100－減少する年金資産70＝30（利益）
 - ② 移行部分に対応する未認識項目
移行部分に対応する未認識項目＝10（損失）
 - ③ 特別掛金相当額の総額（割引前）
特別掛金相当額の総額（割引前）＝15（損失）
- 特別利益
①＋②＋③＝5（利益）

移行時における会計上の積立状況

退職給付に係る負債 30 (うち未認識項目 10)	
年金資産 70	退職給付債務 100

移行時における年金財政上の積立状況

リスク対応掛金収入現価	財政悪化リスク相当額
特別掛金収入現価 10※	
標準掛金収入現価	
年金資産 70	給付現価

※特別掛金相当額の総額（割引前）＝15

Q42. 簡便法を原則法に変更した場合の取扱いについて知りたい

<回答>

簡便法を原則法に変更すると、退職給付債務の額が変動します。この変動額の処理については、変更理由等個別の状況によって異なるものと考えられます。

簡便法を原則法に変更する理由には「従業員数が常時 300 人を超えることになる」と「それ以外」がありますが、退職給付に関する会計基準等には特段定めがありません。したがって、簡便法から原則法への変更に伴う影響については、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に従うものと考えられます。

○従業員数が常時 300 人を超えることになる場合

「会計上の見積りの変更（新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更）」として、当期損益に計上するのが妥当と考えられます。

○それ以外の場合

「会計方針の変更（従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更）」に該当する可能性があります。会計方針の変更に該当すると、原則として変更に伴う影響について遡及適用が求められますが、「例外規定＝原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱い」※があります。

※過去の累積的影響額が算定可能でも、表示期間のいずれかにおいて影響額を算定することが実務上不可能な場合は、遡及適用が実行可能な最も古い期間（当期とする場合もあり）で算定

簡便法から原則法へ変更する場合、変更時点での累積的影響（簡便法から原則法への変更に伴う退職給付債務の変動）の算定は可能ですが、過去の各期間への影響を算定することは極めて困難です。したがって、「会計方針の変更」に該当する場合であっても、変更に伴う影響については、例外規定により、当期損益に計上するのが妥当ではないでしょうか。

（参考）

簡便法から原則法への変更に伴う退職給付債務の増減は、数理計算上の差異にはなりません。なぜなら、数理計算上の差異の定義「見積り数値と実績との差及び見積り数値の変更等により発生した額（会計基準第 11 項）」には合致しないからです。

Q43. 未認識項目の費用処理年数は変更できるか知りたい

<回答>

未認識項目の費用処理年数については、原則として、一度採用した年数を継続して適用しなければなりません。したがって、変更には合理的な理由が必要です。（適用指針第 39～40 項、第 104 項）

合理的な理由によって変更する場合、費用処理年数の変更には、①費用処理年数の決定方法の変更、②採用済の決定方法内での費用処理年数の変更があります。

①費用処理年数の決定方法の変更

費用処理年数の決定方法	決定方法を変更した場合の取扱い
発生年度（発生年度に全額処理）	「会計方針の変更」として取り扱う
平均残存勤務期間	
平均残存勤務期間以内の一定年数	

②採用済の決定方法内での費用処理年数の変更

変更理由に応じて、「会計方針の変更」または「会計上の見積りの変更」として取り扱います。

例えば、平均残存勤務期間以内の一定年数で処理する方法を採用している場合を考えます。平均残存勤務期間 16 年を参考に費用処理年数を 15 年と決定していた場合、その後平均残存勤務期間が 14 年になると、当初の費用処理年数 15 年は選択できなくなるため、14 年以下に変更することになります。この変更は、「会計上の見積りの変更」として取り扱います。

Q44. 未認識項目の費用処理方法は連結会社間で統一すべきか知りたい

<回答>

連結会社間で統一する必要はないと考えられます。

数理計算上の差異、過去勤務費用は、発生期に全額費用処理するのではなく、定額法または定率法によって平均残存勤務期間以内の一定年数に亘って分割して費用処理します。（Q29 参照）

処理方法（定額法または定率法の選択）については、会計方針の選択適用にあたるため、本来は連結会社間で統一すべきですが、財務諸表に与える影響や連結上の事務処理の経済性等を考慮し、必ずしも統一する必要はないと考えられます。（適用指針第 102 項）

費用処理年数についても、連結会社間において制度に加入している従業員の平均残存勤務期間が異なることが想定されるため、連結会社間で統一する必要はないと考えられます。（適用指針第 103 項）

Q45. 早期割増退職金の取扱いについて知りたい

<回答>

退職給付会計では、退職給付について、「勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生する対価」としています。一時的に支払われる早期割増退職金は、勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生したというより、将来の勤務を放棄する代償、失業期間中の補償等として捉えることが妥当であり、「臨時に支給される退職給付であってあらかじめ予測できないもの及び退職給付債務の計算にあたって考慮されていたものの以外の退職給付」に該当すると考えられます。

そのため、早期割増退職金については、「退職給付見込額の見積もりには含めず従業員が早期割増退職金制度に応募し、金額が合理的に見積もられる時点で費用処理する」とされています。
(基準第4項注2、適用指針第10項)

Q46. 退職給付制度改訂の施行日が翌期である場合の取扱いについて知りたい

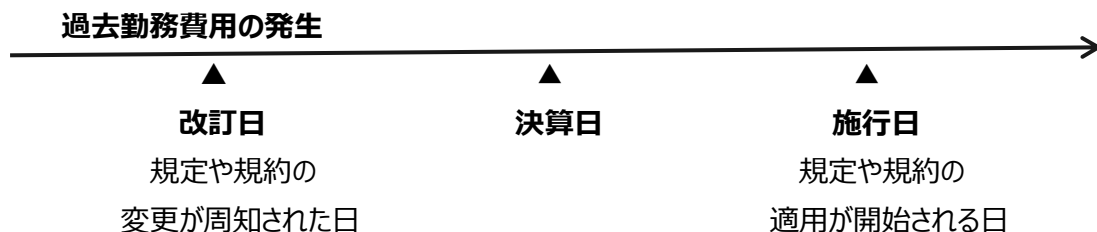
<回答>

制度改訂によって発生した過去勤務費用は、従業員の勤労意欲が将来に亘って向上するとの期待のもとに、将来の収益に対応するものとして平均残存勤務期間以内の一定年数で費用処理することが認められています。したがって、改訂が当期に行われ、その施行が翌期である場合には、過去勤務費用は改訂日時点から認識、費用処理することになります。（適用指針第 105 項）

改訂日とは、労使の合意の結果、退職金規定や年金規約の変更が決定され周知された日を指します。施行日は、改訂された規定や規約の適用が開始される日を指します。

なお、改訂日が事業年度の途中である場合は、改訂日から決算日までの月数に応じた額を当期に費用処理するのが合理的と考えられます。

例えば、過去勤務費用の処理期間を 10 年（120 ヶ月）としている 3 月決算企業が 10 月に制度改訂を行った場合、改訂した期は 6 ヶ月分の過去勤務費用を費用処理します。当期終了時点で過去勤務費用の残存償却期間は 9 年 6 ヶ月（114 ヶ月）となります。



Q47. 積立型、非積立型とは何か知りたい

<回答>

退職給付制度には、確定給付企業年金制度等のように年金資産の積立が義務付けられている「積立型」と、退職一時金制度のように積立が義務付けられていない「非積立型」があります。退職一時金制度であっても、退職給付信託を設定した場合には、積立型となります。

なお、退職給付債務については、積立型、非積立型に分けて開示しますので、退職給付制度ごとの状況を把握することが可能です。例えば、退職給付債務に対する年金資産の積立状況が低い場合、非積立型の退職一時金制度を有するためなのか、企業年金制度の積立比率自体が低いためなのか等がわかります。

Q48. 数理計算上の差異および過去勤務費用に関して、2 種類の開示が求められている理由を知りたい

<回答>

基準第 30 項においては、数理計算上の差異、過去勤務費用に関して、「①その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用項目の内訳」、「②貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳」の 2 種類の開示を求めています。

①は包括利益計算書に計上されたフローの額（退職給付に係る調整額）、②は貸借対照表に計上されたストックの額（退職給付に係る調整累計額）を開示します。①フローの金額（退職給付に係る調整額）は、リサイクリング※で処理された額と当期新たに発生した額の合計になります。

※組替調整（リサイクリング）

日本基準では、数理計算上の差異等を一旦「その他の包括利益」に計上し、その後損益計算書に振り替えて計上する、組替調整（リサイクリング）を行います（Q66 参照）。

具体的には、まず当期発生した数理計算上の差異等の全額を「その他の包括利益（退職給付に係る調整額）」に計上します。その後、損益計算書に数理計算上の差異等の費用処理額を計上すると同時に、包括利益計算書に損益計算書に計上したと同額（正負の符号は逆）の「その他の包括利益（退職給付に係る調整額）」を計上します。

（参考）

開示にあたっては、①、②ともに法人税等及び税効果控除前の数値を注記します。一方、包括利益計算書や貸借対照表には、法人税等及び税効果控除後の数値を計上します。

そのため、注記される金額と包括利益計算書等に計上される額は一致しません。

Q49. コーポレートガバナンス・コード「原則 2-6」への対応方法について知りたい

＜回答＞

コーポレートガバナンス・コード（以下、CGコードといいます）には、原則 2-6「アセットオーナーとしての機能発揮」の規定があります。

CGコード原則 2-6「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリング等のスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置等の人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。

その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

また、投資家と企業の対話ガイドラインには、「自社の企業年金の運用に当たり、企業年金に対して、自社の取引先との関係維持の観点から運用委託先を選定することを求める等により、企業年金の適切な運用を妨げていないか。」という記載があります。

企業や基金は、企業年金制度に関して法令等（確定給付企業年金法等）に則って適切な制度運営を行っていますが、原則 2-6 はそのような制度運営実態の開示を求めています。原則 2-6 に対して特別な対応が必要というわけではありませんが、第三者から評価される可能性を念頭に、企業年金の運営を経営課題として捉え、経営者が積極的に関与した上で、対応状況を丁寧に説明する必要があります。

Q50. 退職給付信託はコーポレートガバナンス・コードでどのように取扱われるかについて知りたい

<回答>

退職給付信託は、退職給付会計上の年金資産であり、原則 2-6「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」に沿った対応をすべきと考えられます。

ただし、いわゆる株式版退職給付信託については、原則 2-6 に加えて、原則 1-4「政策保有株式」に沿った対応も必要と考えられます。投資家と企業の対話ガイドラインに「政策保有株式には、企業が直接保有していないが、企業が実質的に保有している株式を含む」とありますが、これは退職給付信託で保有する株式を意図したものです。

このように、株式版退職給付信託については、2 つの性質（年金資産、政策保有株式）を併せ持つため、年金資産として原則 2-6 に沿った対応、政策保有株式として原則 1-4 に沿った対応、双方が求められると考えられます。

Q51. 定年延長を実施した場合の会計上の影響について知りたい

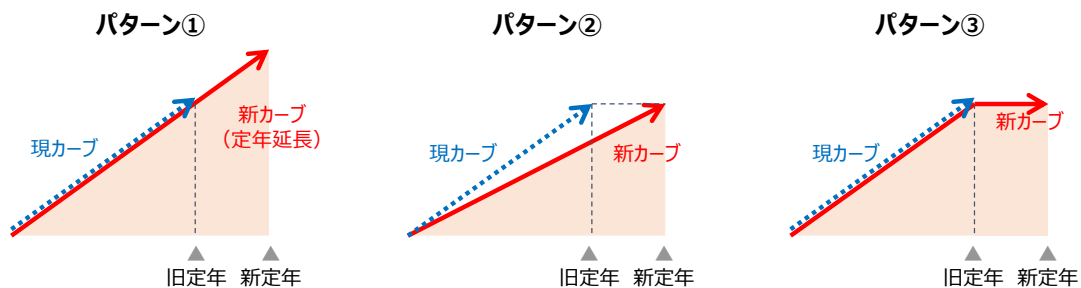
<回答>

定年延長の方法や内容によって異なります。

ただ、大まかな方向については年金財政上の通常予測給付現価の増減が参考になるかもしれません。定年延長の結果、通常予測給付現価が減少/増加すれば、会計上の費用も減少/増加する傾向があります。

定年延長に伴う制度改正は、大きく3つのパターンに分けられます。

- ① : 旧定年以降の給付の伸びが予定利率以上であれば、通常予測給付現価は増加
- ②③ : 定年時に受け取る給付額は変わらないが、通常予測給付現価は減少



Q52. 総合型基金に加入している事業所の退職給付会計の取扱いについて知りたい

<回答>

企業年金制度には、「単独の事業主で実施する制度」と「複数の事業主で実施する制度（複数事業主制度といいます）」があります。退職給付会計では、退職給付債務と年金資産に基づき、費用等を算出するため、複数事業主制度に加入している会社が退職給付会計に基づく会計処理を行うには、自社の退職給付債務と年金資産を特定する必要があります。

このため、合理的な基準によって自社の負担に属する年金資産等を計算し、会計処理を行うことを原則としつつも、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない場合は、確定拠出制度に準じた処理、開示を認めています。

例えば、多くの総合型基金では、掛金が一律に定められ、個別事業所毎に過去勤務債務の掛金率が定められていないため、年金資産を合理的に算出することが困難です。自社の拠出に対応する年金資産が合理的に算出できないと判断した場合には、要拠出額を費用とし、負債を貸借対照表に計上しません。

この場合、当該年金制度全体の直近の積立状態を開示することが求められます。

【確定拠出制度に準じた処理を行う場合の開示】

- 年金制度全体の積立状況
 - (1)年金資産の額
 - (2)年金財政上の数理債務の額
 - (3)差引額＝(1)－(2)
- 制度全体に占める自社の掛金拠出割合（または加入人数割合あるいは給与総額割合）
- 補足説明（年金財政の状況等）

自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できるか？		
	できる	できない (例) 事業所ごとに過去勤務債務に係る掛金率や掛金負担等の定めがなく、掛金が一律に決められている場合
取扱い	確定給付制度の会計処理、開示	確定拠出制度に準じた会計処理、開示 年金制度全体の直近の積立状況等についても注記
留意事項	自社の年金資産を以下の比率に基づき計算するのは合理的 ・退職給付債務 ・年金財政計算における数理債務－過去勤務債務 ・年金財政計算における数理債務 ・掛金累計額 ・年金財政計算における資産分割の額	「年金制度全体の直近の積立状況等」とは ①年金制度全体の積立状況 - A:年金資産の額 - B:年金財政計算上の数理債務の額 - C:差引額（＝A－B） ②制度全体に占める自社の割合※ ③補足説明・・・年金財政の状況等 ※掛金拠出割合、加入人数割合、給与総額割合

海外会計基準

Q53. IFRS について知りたい

<回答>

IFRSとは国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）のことで、IFRS 財団内にある国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）が作成する会計基準です。

IFRSは一般に「国際会計基準」と呼ばれていますが、日本語に直訳すると「国際財務報告基準」です。

現在、IFRSは世界150以上の法域で用いられており、日本では2009年度（2010年3月期）から任意適用が認められています。

2001年のIFRS財団設立以前は、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：IASC）が国際会計基準（International Accounting Standards：IAS）を作成していました。IASCが作成した基準はIASO号、IASBが作成した基準はIFRSO号と表示されます。例えば、日本の退職給付会計基準に相当する「従業員給付」は、IAS19号です。

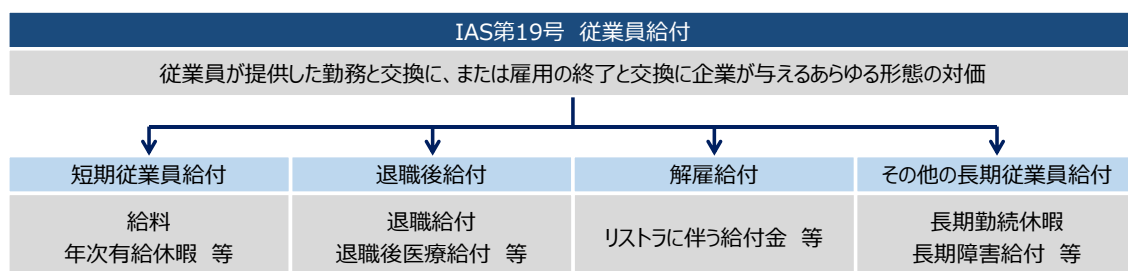
Q54. IFRS の退職給付会計（IAS19 号）について知りたい

<回答>

日本の退職給付会計基準に相当する、IFRS の退職給付会計は「IAS19 号 従業員給付（IAS19 Employee Benefits）」です。IAS19 号は、日本の退職給付会計基準より広い範囲をカバーしており、「従業員が提供した勤務と交換に、または、雇用の終了と交換に企業が与えるあらゆる形態の対価」を対象としています。

具体的には以下のとおりです。日本の退職給付制度は「②退職後給付」に該当します。

- ① 短期従業員給付（Short-term employee benefits）
解雇給付以外の給付で勤務提供後 12 ヶ月以内に清算される給付
例：給与、有給休暇等
- ② 退職後給付（Post-employment benefits）
解雇給付・短期従業員給付以外の給付で勤務の完了後に支払われる給付
例：退職給付・退職後医療給付等
- ③ 解雇給付（Termination benefits）
次のいずれかの結果として、従業員が雇用終了と引き換えに受ける給付
ア) 通常の退職時期前に雇用を終了するという会社の決定
イ) 雇用終了と引き換えに給付を受け入れるという従業員の決定
- ④ その他の長期従業員給付（Other long-term employee benefits）
短期従業員給付・退職後給付・雇用終了給付以外の給付
例：長期連続休暇等



Q55. 日本基準と IAS19 号の違いについて知りたい

<回答>

日本の退職給付会計に相当する IFRS の基準は「IAS19 号 従業員給付 (Employee Benefits)」ですが、IAS19 号は従業員給付全般を取り扱っており、日本の退職給付会計基準よりも広い範囲をカバーしています。

退職給付制度に関する大きな違いは、①アセットシーリングの有無、②期待運用収益の有無、③リサイクリングの有無、④費用の表示方法です。

項目			IFRS基準 (IAS第19号「従業員給付」)	日本基準 (企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」等)
債務	割引率	根拠	原則として優良な社債を基準に設定	安全性の高い長期の債券利回りを基準に設定 例：長期国債、政府機関債、優良社債等
		重要性基準	なし (割引率は毎年見直し)	あり (割引率を変更してもPBO額に重要な変動を与えない場合は、割引率を見直さなくてもよい)
	死亡率の改善の織り込み		将来の改善を織り込む	織り込まない
	退職給付の期間帰属方法		給付算定式基準	期間定額基準または給付算定式基準
	アセットシーリング (BS資産計上額の上限)		あり	なし
費用処理	表示		通常分解表示 通常、勤務費用、利息純額等をそれぞれ計上	総額表示 「勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 ± 数理計算上の差異の処理費用」の金額を計上
	勤務費用		純損益として認識	純損益として認識
	利息費用等		利息純額は純損益として認識 利息純額 = (DBO - 年金資産) × 割引率	利息費用、期待運用収益は純損益として認識 利息費用 = PBO × 割引率 期待運用収益 = 年金資産 × 長期期待運用収益率
	予定と実績の乖離等		「再測定※」という発生時：その他の包括利益で認識 その後：なし (リサイクリングしない)	「数理計算上の差異※」という発生時：その他の包括利益で認識 その後：リサイクリングする = 一定期間に亘り純損益へ振替

① アセットシーリング

貸借対照表への資産計上額に上限があります (Q56 参照)

② 期待運用収益

日本基準においては、費用算定上、期待運用収益 (= 年金資産 × 長期期待運用収益率) を減算しますが、IFRS には期待運用収益という概念はありません。

IFRS においては、年金資産 × 割引率 を減算します。

③ リサイクリング

一旦その他の包括利益に計上された再測定は、その後、損益計算書には計上しません。

④ 費用の表示方法

勤務費用と利息純額は費用計上を通じて当期利益に反映され、再測定はその他の包括利益として計上されます。

勤務費用と利息純額は合算せず、損益計算書上それぞれ計上しますが、表示区分や勘定科目等は示されていません。

⑤ その他

○割引率に関する重要性基準

割引率に関する重要性基準は存在しません。

○退職給付債務の期間帰属計算

給付算定式基準とする必要があります。

○過去勤務費用の計上方法

当期に発生した過去勤務費用を全額勤務費用に含めて計上します。

つまり、制度改訂に伴う退職給付債務の増減は、一括して費用処理します。

○開示

感応度分析等、日本基準より広い範囲の開示（O57 参照）が求められます。

(参考 1)

IFRS の再測定は、日本基準の数理計算上の差異と同様、主として実績値と予測値の差額です。

退職給付債務から発生する差額については、日本基準と IFRS に違いはありません。

年金資産から発生する差額については、日本基準とIFRSには本質的な違いがあります。

日本基準：実際の運用収益率と長期期待運用収益率の差に相当する額

IFRS : 実際の運用収益率と割引率 の差に相当する額

(参考 2)

現行 IFRS においては、勤務費用と利息純額にかかる損益計算書上の表示について、表示区分や勘定科目等の定めはありません。

しかしながら、2024 年 4 月に公表された IFRS18 号「財務諸表における表示及び開示」において、損益計算書に 3 つの区分（営業、投資、財務）が新設され、利息純額については「財務区分」に表示することとされました。IFRS18 号は、2027 年 1 月以降に開始する事業年度より適用（任意の早期適用も可）されます。

Q56. IAS19 号におけるアセットシーリングについて知りたい

<回答>

退職給付債務＜年金資産の場合、日本基準においては、積立超過額（＝年金資産－退職給付債務）を貸借対照表に資産計上（資産の部に計上）します。一方、IAS19 号においては、貸借対照表に資産計上できる金額に上限を設け、積立超過額、資産上限額、いずれか小さい方としています。これをアセットシーリングといいます。

資産上限額は、「制度からの返還または制度への将来の掛金の減額という形で利用可能な経済的便益の現在価値」と定義されています。これは、「たとえ積立超過であっても、企業が積立超過額を経済的便益として利用できないのであれば（利用可能 available でないのであれば）、貸借対照表に資産計上するのは不適当」という考え方に基づくものです。

資産上限額に関する取扱いの概要は下表のとおりですが、実際には、下表の他、「最低積立要件が負債を生じさせる可能性の考慮」等、詳細な取扱いがあります。詳細の取扱いは IFRIC 解釈指針第 14 号「IAS 第 19 号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」に規定されていますが、様々な解釈がありえますので、アセットシーリングについては監査法人と十分に協議する必要があります。

資産上限額	
返還として利用可能（注）な経済的便益	掛金の減額として利用可能な経済的便益
返還額（関連費用控除後）	【最低積立要件がない場合】 将来の勤務費用の現在価値 【最低積立要件がある場合】 将来の勤務費用の現在価値 － 将来の勤務に関して要求される掛金の現在価値
※日本の場合 ・企業年金制度の資産（Pension fund）は、事業主あて返還が認められていないため、該当しない ・退職給付信託は該当する	※日本の場合 ・最低積立要件の有無についての統一見解はない ・最低積立要件があると判断する場合、「将来の勤務に関して要求される掛金」には、標準掛金が該当すると思われる

（注）返還として利用可能とは、以下いずれかの時点で、返還に関する無条件の権利を有する場合

①制度存続中 ②制度閉鎖後、加入者・受給者等が全員なくなった時点 ③年金制度の清算時点

なお、積立超過額＞資産上限額となった場合、年金資産の一部は貸借対照表に資産計上されません。そのため、資産計上されない額に対応する利息収益については、退職給付費用を引き下げる要因とはなりません。また、資産計上されない額の増減は、再測定となり、包括利益計算書においてその他の包括利益として計上（資産計上されない額の増加は損失、減少は利益）されます。

Q57. IAS19 号における開示のルールについて知りたい

<回答>

IAS19 号における開示のポイントは、以下のとおりです。

- 開示項目
 - ①退職給付制度の特徴とリスクに関する説明
 - ②財務諸表の数値に関する説明
 - ③退職給付制度が企業のキャッシュフローに与える影響に関する説明
- 開示の際に考慮すべき事項
 - 開示の詳細度
 - 各開示項目の重要性
 - 情報の集約/分解の必要性
 - 追加情報の必要性

開示項目は、①退職給付制度の特徴とリスクに関する説明、②財務諸表の数値に関する説明、③退職給付制度が企業のキャッシュフローに与える影響に関する説明です。

- ①：給付算定の仕組み、年金財政上の規制等を開示します。
- ②：財務数値の変動や費用の内訳、年金資産の運用方針、重要な計算前提等を開示します。
- ③：重要な計算前提の感応度分析（Q58 参照）、将来の掛金額に影響を与える年金財政上の規制等を開示します。

開示にあたっては、開示の詳細度、重要性、情報の集約/分解や追加情報の必要性等への考慮を求めています。例えば、情報の分解や追加情報として、退職給付債務の内訳（加入者/受給者ごと、受給権確定/未確定ごと）、制度の内訳（国内制度/海外制度）を開示することが考えられます。

開示項目の詳細については、企業の自主的な判断に任されていますので、それぞれの退職給付制度の状況に応じて個別に検討する必要がありますでしょう。

Q58. IFRS の開示における感応度分析について知りたい

<回答>

IFRS では、重要な計算前提について感応度分析の開示を求めています。感応度とは、計算前提の変更が退職給付債務に及ぼす影響です。

退職給付債務の計算前提には、割引率、昇給率、死亡率、退職率、一時金選択率等があります。前提変更が退職給付債務の額に重要な影響を及ぼす場合には、退職給付債務の変動を数値で示すことが求められます。

例えば、割引率変更は退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと考えられますので、割引率にかかる感応度分析の開示は必須でしょう。死亡率変更は、終身年金の場合には重要な影響を及ぼす可能性があると考えられます。

Q59. IFRS では簡便法が認められるかについて知りたい

<回答>

「許容され则认为るのが妥当」と思われます。

IAS19 号第 60 項に「場合によっては、見積り、平均及び簡便計算により、本基準書で例示した詳細な計算の信頼し得る近似値を求めることができるであろう」とあります。

日本基準のような「小規模な企業」、「従業員数 300 人未満」といった具体的な記述ではありませんが、規模が小さく、財務諸表に与える影響が小さい会社の債務を簡便な方法で算出することは許容されるのではないのでしょうか。

Q60. IFRS を任意適用するための要件について知りたい

<回答>

IFRS を任意適用するための要件は 2 つです。（連結財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則第 1 条の 2）

- ・有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っている
- ・IFRS に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、IFRS に基づいて連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備している

なお、上記の 2 要件を満たす企業を「指定国際会計基準特定会社」といいます。

Q61. IFRS 任意適用の内容について知りたい

<回答>

○連結決算

指定国際会計基準特定会社が提出する連結財務諸表は、IFRS によることができるとされています。（連結財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則第 1 条の 2）

○単独決算

指定国際会計基準特定会社が提出する単独財務諸表に関する定めは下表のとおりです。
（財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則第 1 条の 2 の 2、第 129 条）

連結財務諸表	単独財務諸表の作成基準
作成している	日本基準により作成
作成していない	・日本基準により作成 ・日本基準に加えて、IFRS 基準により作成できる

Q62. 連結決算における IFRS 適用の在外子会社の取扱いについて知りたい

<回答>

海外子会社が IFRS を適用している場合の連結財務諸表作成上の取扱いは、企業会計基準委員会実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の当面の取扱い」に定められています。

連結財務諸表作成にあたり、在外子会社の財務諸表が IFRS で作成されている場合、当面の間それらを利用することができるとされています。

ただし、のれんの償却、退職給付の再測定処理等、日本基準と異なる処理については、修正する必要があります。例えば、IFRS を適用している在外子会社の再測定については、日本基準と同様にリサイクリングを行う（一定期間に亘り損益計算書に費用計上）よう修正することを求めています。

Q63. 修正国際基準について知りたい

<回答>

修正国際基準は、日本の企業会計基準委員会（ASBJ）が開発した基準で、正式名称は「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」です。

IFRS を自国の基準として採り入れる手法はいくつかありますが、その 1 つにエンドースメントがあります。エンドースメントとは、IFRS をベースとしつつも、個々の基準ごとに内容を検討し、必要がある場合には修正を行う手法です。

修正国際基準は、エンドースメントにより開発された日本の基準です。検討の結果、IFRS に対して、のれんの取扱い（IFRS は非償却、修正国際基準は償却）、退職給付の再測定の実扱い（IFRS はリサイクリングしない、修正国際基準はリサイクリングする）等について修正を行っています。

Q64. 米国の退職給付会計について知りたい

<回答>

米国の退職給付会計基準は、米国財務会計基準審議会（FASB）により編纂された ASC715 号に規定されています。ASC715 号は、それまでの財務会計基準書（FAS）87 号、88 号、132 号、158 号をまとめたものです。

ASC715 号は、日本の基準とほぼ同じです。

大きな違いは「コリドー（回廊）アプローチ」の存在です。コリドーアプローチとは、未認識数理計算上の差異が一定範囲内（退職給付債務、年金資産いずれか大きい方の 10%以内）に収まっている場合は、費用処理を行わなくてもよいという方式です。

米国基準には、退職給付債務の算出において、割引率に関する重要性基準がありません。米国基準は「退職給付債務算出上の割引率には許容範囲を設定しないが、誤差の償却には許容範囲を設定する」、日本基準は「退職給付債務算出上の割引率には許容範囲を設定するが、誤差の償却には許容範囲を設定しない」という考え方です。

未認識数理計算上の差異100

≤退職給付債務1,100×0.1

→PLにおける費用処理**不要**

B S 負債計上額 300		
	未認識数理計算上の差異 100	退職給付債務 1,100
	年金資産 800	

未認識数理計算上の差異200

> 退職給付債務1,100×0.1

→PLにおける費用処理**要**

(超過分200-110=90を処理)

B S 負債計上額 300		
	未認識数理計算上の差異 200	退職給付債務 1,100
	年金資産 800	



関連するその他の会計基準

Q65. 包括利益、その他の包括利益について知りたい

<回答>

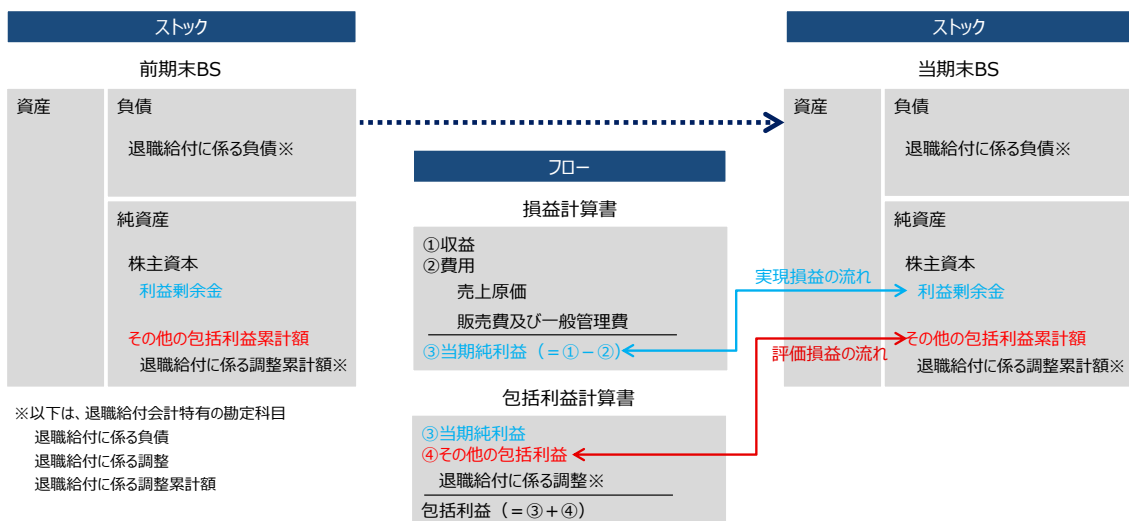
日本では、連結決算の包括利益計算書において、包括利益、その他の包括利益が表示されています。

包括利益は「純資産の変動のうち、純資産に対する持分所有者との直接的な取引※によらない部分」と定義され、「実現損益である当期純利益」と「評価損益であるその他の包括利益」で構成されます。 ※配当金の支払い、増資、自社株買い等

その他の包括利益は「包括利益のうち当期純利益に含まれない部分」と定義され、その内訳には、
 其他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整等があります。（企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 3～7 項）

（参考）

財務諸表におけるフローとストックの関係については、大別して、実現損益の流れ（当期純利益⇔利益剰余金）と評価損益（その他の包括利益⇔その他の包括利益累計額）の流れがあります。



Q66. 組替調整（リサイクリング）について知りたい

<回答>

組替調整とは、連結決算において、一旦評価損益として計上した損益を、評価損益から実現損益に振り替える処理です。

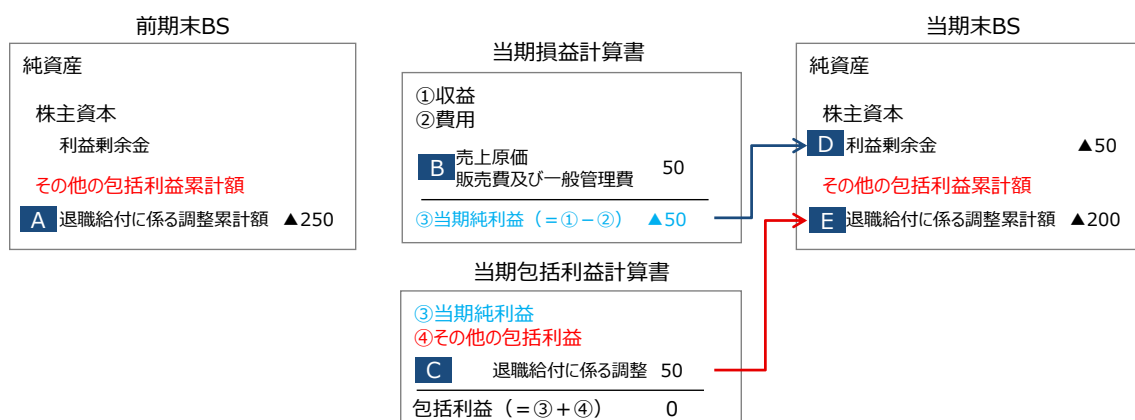
新規発生した数理計算上の差異、過去勤務費用は、一旦その他の包括利益（勘定科目：退職給付に係る調整額）に計上され、その累計額（勘定科目：退職給付に係る調整累計額）は貸借対照表の純資産に計上（下図 A△250）されます。

その後、一定期間に亘って、組替調整を行います。

例えば、△50 を組み替える場合には、損益計算書において費用計上（下図 B 費用 50）します。併せて、包括利益計算書において、費用（下図 B 費用 50）と同額（正負の符号は逆、損益は反対）のその他の包括利益（下図 C 利益 50）を計上します。

その結果、貸借対照表の純資産において、その他の包括利益累計額（勘定科目：退職給付に係る調整累計額）から利益剰余金に△50 振り替わっています。

(A退職給付に係る調整累計額△250→D利益剰余金△50、E退職給付に係る調整累計額△200)



Q67. 税効果会計について知りたい

<回答>

課税所得は、会計上の利益（＝収益－費用）ではなく、税務上の益金や損金を基に計算します。多くの場合、会計上の収益/費用と税務上の益金/損金は一致しますが、一致しないものもあるため、税引前利益と法人税等が対応しなくなります。税効果会計とは、法人税等を適切に期間配分し、税引前利益と法人税等を合理的に対応させる処理です。

対象となるのは、会計上の収益/費用と税務上の益金/損金の認識時期の違いによる差異（一時差異といいます）です。交際費（会計上は費用だが、税務上は永久に損金として認められない）のような、認識範囲の違いによる差異（永久差異といいます）は対象外です。

例えば、「現時点では会計上の費用だが税務上の損金ではない→将来損金として認められる」といった場合、将来税額が減少するわけですから、現時点では「税金の前払い」状態になっています。そのため、現時点では、法人税等調整額を加算し、損金と認められた時点で減算します。

特別損失は、前期には損金として認められず、当期に損金として認められた

税効果会計を適用しない場合、税引前当期純利益と法人税等が合理的に対応しない

税効果会計を適用する場合、法人税等＝税引前当期純利益×35%という合理的な対応関係がある

	税効果会計を適用せず		税効果会計を適用	
	前期	当期	前期	当期
経常利益	200	200	200	200
特別損失	△100	0	△100	0
①税引前当期純利益	100	200	100	200
（課税所得）	200（＝100＋100）	100（＝200－100）	200（＝100＋100）	100（＝200－100）
②法人税、住民税及び事業税	△70（＝200×35%）	△35（＝100×35%）	△70（＝200×35%）	△35（＝100×35%）
③法人税等調整額	－	－	35	△35
当期純利益	30（＝100－70）	165（＝200－35）	65（＝100－70＋35）	130（＝200－35－35）
④法人税等 ＝②＋③	△70 （＝②△70）	△35 （＝②△35）	△35 （＝②△70＋③35）	△70 （＝②△35＋③△35）
④÷①	△70%	△17.5%	△35%	△35%

（注）上表は損益計算書への影響のみを記載していますが、実際には、貸借対照表において法人税等調整額に見合う繰延税金資産を計上します。

Q68. 退職給付に関する税効果の取扱いについて知りたい

<回答>

退職給付に関する会計上の費用は退職給付費用ですが、税務上の損金は掛金額あるいは退職金支払額です。これは、「会計上の費用の認識時期」と「税務上の損金の参入時期」の違いと考えられるため、税効果会計の対象となります。

例えば、当期の退職給付費用 100、掛金額 60、税引前当期純利益 360、法定実効税率 30%とします。単純化のため、貸借対照表、損益計算書にはこの部分のみが反映されるもの（例えば、前期末の繰延税金資産、退職給付に係る負債、利益剰余金はいずれもゼロ）とします。

課税所得は 400（＝税引前当期純利益 360＋退職給付費用 100－掛金額 60）、法人税、住民税及び事業税は 120（＝課税所得 400×法定実効税率 30%）となります。

貸借対照表において、将来減少する税額を、繰延税金資産として 12（＝（退職給付費用 100－掛金額 60）×法定実効税率 30%）計上します。損益計算書においては、法人税等調整額として 12 加算します。

税引前当期純利益と法人税等が合理的に対応している

法人税等＝法人税、住民税及び事業税▲120＋法人税等調整額 12＝▲108

法人税等▲108÷税引前当期純利益 360＝▲30%

前提

退職給付費用100、掛金額60
税引前当期純利益360
法定実効税率30%、繰延税金資産の回収可能性は常にあるとする
貸借対照表等には上記部分のみが反映される
例えば、前期末の繰延税金資産、退職給付に係る負債、利益剰余金はゼロ

税額計算

課税所得400（＝税引前当期純利益360＋退職給付費用100－掛金額60）
法人税、住民税及び事業税120（＝課税所得400×法定実効税率30%）

会計処理

退職給付費用の計上
退職給付費用 100 / 退職給付に係る負債 100
掛金の拠出
退職給付に係る負債 60 / 現金 60
税効果の処理
繰延税金資産 12 / 法人税等調整額 12

貸借対照表

資産	負債
繰延税金資産 12	退職給付に係る負債 40
	純資産
	利益剰余金 252

損益計算書

合理的に対応
法人税等▲108÷税引前当期純利益360＝▲30%

販管費
うち退職給付費用
税引前当期純利益
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額
当期純利益

▲100
360
▲120
12
252
▲108

- ・本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ・本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境、企業動向の変化や相場変動、労働法制、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- ・本資料は、弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ・本資料の著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ・本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社

トータルリワード戦略コンサルティング部

〒100-8212 東京都千代田区丸の内 1-4-5

www.tr.mufg.jp